

平成 24 年度
第 4 回 武蔵村山市緑化審議会資料

目 次

第1章 みどりの基本計画改訂の背景	1
1-1 みどりの基本計画とは	2
1-2 みどりの基本計画改訂の背景	2
1-3 みどりの基本計画の「みどり」とは	3
第2章 計画の達成状況	5
2-1 みどりの将来目標の達成状況	6
第3章 みどりの課題と改訂の視点	7
3-1 みどりの課題	8
3-3 みどりの基本計画の改訂の視点	10
第4章 みどりの将来イメージと基本理念	11
4-1 みどりの将来イメージ	12
4-2 みどりの基本理念	12
4-3 計画の基本方針	13
第5章 計画のフレームと目標設定	15
5-1 計画のフレーム	16
5-2 計画の目標設定	17
第6章 みどりの配置に関する方針	19
6-1 環境保全系統のみどりの配置方針	20
6-2 レクリエーション系統のみどりの配置方針	21
6-3 防災系統のみどりの配置方針	22
6-4 景観構成系統のみどりの配置方針	23
6-5 総合的なみどりの配置方針	24
第7章 みどりの将来像の実現に向けた施策	29
7-1 施策の体系	30
7-2 施策の内容	32

第8章 緑化重点地区の検討	59
8-1 緑化重点地区について	60
第9章 計画の推進	61
9-1 推進体制	62
9-2 進捗管理	66
第10章 地域別方針	67
10-1 北東部地域	68
10-2 北西部地域	70
10-3 南東部地域	72
10-4 南部地域	74
10-5 南西部地域	76
資料編	79
資料1 武蔵村山市の概要	80
資料2 みどりの現況	82
資料3 施策の取り組み状況	88
資料4 みどりに関する市民の意識	93
用語解説	96

第1章 みどりの基本計画改定の背景

第1章 みどりの基本計画改訂の背景



1-1 みどりの基本計画とは

(1) みどりの基本計画の概要

「みどりの基本計画」は、*都市緑地法第4条に「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として位置づけられ、定めることができると規定されており、武蔵村山市が市域における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を、総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を内容として策定するみどりと*オープンスペースに関する総合的な計画です。

(2) みどりの基本計画の位置づけ

みどりの基本計画は、上位計画である「*武蔵村山市第四次長期総合計画」、まちづくりの基本プランである「*武蔵村山市まちづくり基本方針（*都市計画マスタープラン）」と整合を図るとともに、「*武蔵村山市環境基本計画」並びに東京都の「*都市計画公園・緑地の整備方針」、「*緑確保の総合的な方針」など、各種関連計画と連携した計画です。

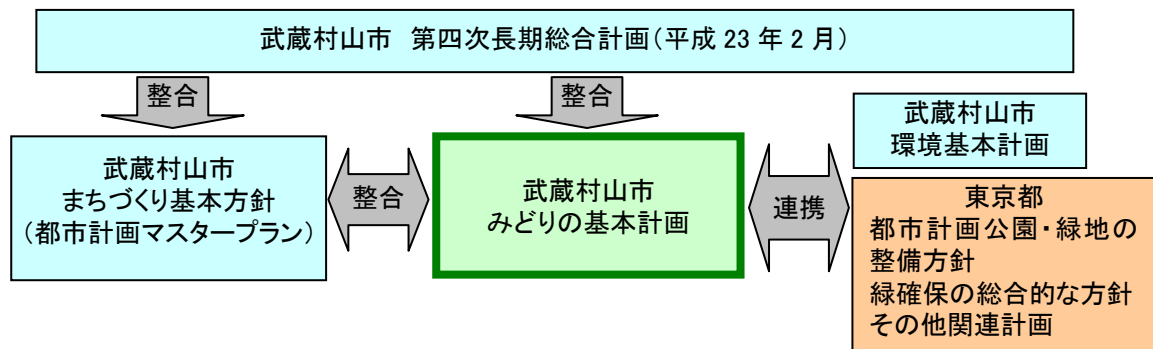


図1 緑の基本計画の位置づけ

1-2 みどりの基本計画改訂の背景

本市では、平成9年3月に「武蔵村山市緑の基本計画（改訂）」（以下、旧計画という。）を策定しました。その後、旧計画に基づいてみどりの保全と緑化の推進に取り組んできましたが、目標年次である平成22年（2010年）を迎え、計画の期間が満了となりました。

この間、平成16年には*景観緑三法が成立し、みどりの基本計画の根拠法である都市緑地法（旧都市緑地保全法）、*都市計画法などの見直しが行われ、この見直しにより、都市公園の整備方針について盛り込むことが明確化するなど、新たなみどりの保全、緑化推進のための制度が拡充されました。また、本市のまちづくりの最も基本となる「武蔵村山市第四次長期総合計画」が、平成23年2月に策定されました。さらに、少子高齢化の進展、自然災害への対応、生物多様性の保全の重要性など、社会情勢も変化をしています。

このようなまちづくりの動向、社会情勢や環境の変化に対応して旧計画を改訂し、「武蔵村山市みどりの基本計画」（以下、本計画という。）を策定します。

なお、計画の改訂においては、樹林地や農地のみどりだけではなく、新たな視点から総合的なみどりのまちづくりを進めていくことから、旧計画の「緑」は「みどり」としました。

1-3 みどりの基本計画の「みどり」とは

（１）みどりとは

「武蔵村山市みどりの基本計画」では、「みどり」を次のように捉えます。

- ◆ 地域の文化や風土を培ってきた樹林地や河川・池等の水辺
- ◆ スポーツ、レクリエーションなどの余暇活動、大気の浄化、災害時の避難場所となる公園・緑地など
- ◆ 郷土愛や文化を育む社寺林、*屋敷林、大樹
- ◆ 美しい景観や季節感を感じる生垣、街路樹
- ◆ 新鮮な野菜の供給や避難空間となる農地
- ◆ 人工的な都市空間をやわらげ「個性」を表現する宅地内の植木や小さな草花

これらが相互に関連しながら、「みどりのまち」を形づくっています。

（２）緑地とは

「法律や条令等により、緑地としての永続性が将来とも担保されているもの」「将来的に担保する必要のあるもの」、「社会通念上の緑地として将来とも永続性を有するもの」などの、何らかの制度上の裏付けにより永続的に確保される「みどり」を緑地として捉え、以下の3つに区分しています。

◆ 公園緑地等の都市施設とする緑地

公園・緑地等として都市計画決定されているもの、都市公園、広場、その他条例等による公園緑地など公共の施設とする緑地。

◆ 制度上安定した緑地

*近郊緑地保全区域、*生産緑地地区、*自然公園、*保安林、*緑地保全地域などのように、法律や条例に基づき、地域あるいは地区を指定して、保全を図る緑地及び公共空地。

◆ 社会通念上安定した緑地

社寺境内地、小中学校、高等学校、大学、病院、研究機関等の、今後とも安定して残るものと考えられる緑地。

(3) みどりの機能

本計画の「みどり」は私たちの日常生活と結びついているみどりであり、多様な機能を持っています。

- ◆ 人と自然が共生する都市環境を形成します。
植物は二酸化炭素の吸収、大気の浄化、※ヒートアイランド現象の緩和、騒音・振動の緩和などの機能を持っています。また、生き物の生育地・生息地となっています。
- ◆ 多様なレクリエーションの空間を形成します。
自然とのふれあいの場、健康増進の場、スポーツの場、コミュニティ形成の場など、多様なレクリエーション活動に対応した空間を形成します。
- ◆ 災害防止、避難地、救援活動拠点などの機能により、都市の安全性・防災性を高めます。
災害時の避難路や避難地、火災の延焼防止帯、救助活動やボランティアなどの救援活動の拠点、復旧活動の拠点となります。
- ◆ 四季の変化に富んだ美しい景観を形成します。
みどりは気候、風土に応じて固有な地域性を有し、四季の変化に富んだ快適な生活環境や美しい景観を形成します。

第2章 計画の達成状況

第2章 計画の達成状況



2-1 みどりの将来目標の達成状況

(1) 緑地の確保目標

緑地の確保目標は都市計画区域面積（1,537ha）の約40%の約600haを目標としましたが、公園などの緑地の整備面積が目標量に達しなかったことなどから、平成23年の緑地確保量は約420ha（緑地面積のうち、公園緑地面積は整備済み面積を計上）でした。

(2) 公園緑地等の緑地の確保目標

都市計画公園等の確保目標量は20.6㎡/人と設定しましたが、公園緑地等の整備面積が目標量に達しなかったことなどから、平成23年の都市公園等の確保目標量は16.4㎡/人でした。

(3) 市全体の緑被率目標

市全体の*緑被率の目標は40%と設定しましたが、平成23年の緑被率は45%で、約5%増加しました。

(4) 公共・公益施設の緑化目標

都市公園の*緑化率は近隣公園、総合公園が50%以上としましたが、平成23年の近隣公園が59%、総合公園が60%でした。また、街区公園、運動公園、その他公園の目標が30%以上としましたが、街区公園が62%、運動公園が37%、その他公園が30%でした。都市公園の緑化率は適切な樹木管理によって、目標を達成しました。

公共・公益施設の緑化率の目標は20%以上と設定しましたが、公共施設が41%、学校は19%でした。公共施設全体としては目標緑化率に達していますが、学校など緑化率が低い施設もありました。

(5) 民有地の緑視率の目標

民有地の*緑視率の目標は、市域全体で25~40%と設定しましたが、開発に伴う樹林地の減少などにより、市全体の緑視率は14.6%で、25%未満の地点が非常に多い結果でした。

第3章 みどりの課題と改訂の視点

第3章 みどりの課題と改訂の視点



3-1 みどりの課題

拠点となるみどりの保全・活用に関する課題

● 狭山丘陵のみどりについて

狭山丘陵は、東京都全体においてもみどりの骨格に位置づけられている貴重な緑地です。その多くは都市計画公園、都市計画緑地に指定されており、野山北・六道山公園、中藤公園、観音寺森緑地は、重点公園・緑地として優先的に公園整備が行われる予定です。今後も、狭山丘陵のみどりを良好な状態で次世代に引き継いでいくために、東京都と連携して、保全と活用を進めていくことが必要です。

● 台地部のみどりについて

台地部のまとまったみどりとしては、武蔵野の原風景をとどめる*海道緑地保全地域、大南公園や山王森公園の総合公園、農地が広がる*多摩開墾があります。

海道緑地保全地域は、台地部に残る平地林として貴重なみどりとなっています。東京都と連携して、維持管理を行うとともに、隣接する樹林も一体的に保全できるように、保全地域の指定区域の拡大に努める必要があります。

みどりの質に関する課題

● みどりのネットワーク形成について

市内には、河川、公園、公共施設の緑地、農地、社寺境内地などの多くのみどりがあり、緑被率は約45%と、比較的にみどりの多い状況といえます。これらのみどりは、快適な生活環境の形成、美しい景観形成、災害防止や災害時の避難地、レクリエーションの場として多様な機能を有しています。

このようなみどりの機能をより発揮させるために、みどりと水のネットワークを形成することが必要です。特に、新青梅街道沿いには多くの農地が分布しており、これらの農地を、街路樹や住宅の庭等のみどりと連結し、有機的なネットワークの形成に努めることが重要です。

● 生物多様性の保全について

みどりは生き物が生育・生息する基盤であり、人間も生物多様性のもたらす恵みを受けて生活しています。しかし、都市化による生き物の生育・生息地の減少や、里山林の手入れ不足などによる緑地の質の低下などにより、生物多様性の低下が問題となっています。そのため生物多様性の保全を考慮したみどりのあり方を検討することが必要です。

市民、行政の協働に関する課題

● 市民協働について

アンケート調査の結果では、市民のボランティア活動に対する意欲が非常に高いことが分かりました。現在も、公園・緑地等ボランティアによる公園の清掃などが行われています。今後は、市民がより積極的にボランティア活動を行うことができる支援体制や仕組みづくり、市民自らが緑化活動を行うことのできる環境の整備が必要です。

● 子どもたちへの普及・啓発について

優れた緑化環境を引き継いでいくためには、次世代を担う子どもたちが、みどりの大切さを知り、みどりに関わる行動に発展させていくことが重要です。そのためには、みどりを含めた身近な環境について学習する場や、みどりや生き物とふれあうことができる体験の場が必要です。

身近なみどりに関する課題

● 身近なみどりの保全について

アンケート調査では、自宅周辺のみどりが減っていると感じる回答が約半数を占めました。これは農地の宅地化、屋敷林や平地林の消失、大樹の伐採など身近なみどりが減少していることが要因と考えられます。

屋敷林や大樹の多くは民有地のため、所有者の努力により維持管理が行われています。しかし、落ち葉や枝葉の広がりに対する苦情は多く、維持管理費も負担となっています。そのため、このような身近なみどりの保全には、地域の理解と協力が不可欠となっています。みどり豊かな環境を地域の共通財産として、地域で保全していくという意識の育成とともに、それらの保全活動につながるような仕組みづくりが必要です。

● 身近なみどりの創出について

農地などの宅地化においては、生垣の整備や庭木に高木を植えるなどの新たなみどりの創出に努める必要があります。平成 24 年 4 月からは、「*武蔵村山市まちづくり条例」に基づいて緑化指導が行われていますが、より細やかな地域特性に合わせた緑化整備のための検討が必要です。

また、身近なみどりの創出には市民が生き物や植物に愛着をもち好きになることが第一で、自分の生活環境の中から気軽にみどりを育てていくことを広げていくことが重要です。そのために行政としても仕組みづくりや支援、助成を検討する必要があります。

3-2 みどりの基本計画の改訂の視点

本計画では次の視点に基づき計画の改訂を行います。

豊かな自然環境の再認識

狭山丘陵のみどり、台地部に残る平地林や屋敷林、点在する農地群は、本市が誇る貴重なみどりの資源です。これらの豊かな自然環境を再認識し、みどりの保全を推進するとともに、これらの自然環境と調和した、快適なみどり豊かな生活環境の整備を推進します。

みどりの質の向上

公園などの緑地整備では、量的な確保だけではなく、今後の社会構造の変化も見据えた上で、みどりの機能や効果の向上に着目した質の高い緑地整備に努めます。

また、公園や公共施設の緑地などの公共のみどりと、農地、屋敷林、社寺林等の民有地のみどりをつなげるみどりのネットワークの形成を進め、みどりの質を高めます。

協働によるみどりのまちづくり

「武蔵村山市第四次長期総合計画」では、「市民、事業者と市が協働し、みんなで考え、行動するまちづくり」を基本理念の一つに掲げています。本市では、「*武蔵村山市市民活動団体との協働に関する指針（平成 18 年 1 月）」、「*武蔵村山市市民協働推進マニュアル～パートナーシップのまちづくりをめざして～（平成 19 年 3 月）」を策定し、協働意識の啓発と協働のための環境づくりを進めています。

本計画においても、市民、市民活動団体、事業者、行政が対等の立場で、相互の立場や特性をいかし、協力して活動する「協働」の手法を用いて、みどりのまちづくりを推進します。

みどりのまちづくりを推進する地域リーダーの育成

協働によるみどりのまちづくりを、継続的に推進するためには、市民自らが地域活動のリーダーとなって、様々な活動を提案し実行していくことが必要となります。また、自然や環境問題に関心を持ち、地域活動を行いたいと考えている市民も多数います。そこで、その思いとエネルギーを行動に結びつける足がかりとなる場、継続的な活動につながる仕組みづくりを重点施策とします。

生物多様性の確保

平成 20 年に*生物多様性基本法が成立し、持続可能な社会の実現に向けて、生物多様性の危機に対処し、その確保に取り組んでいく必要があります。そのため、生物多様性確保の視点からも、みどりの保全と創出、みどりのネットワーク形成などを検討します。

第4章 みどりの将来イメージと基本理念

第4章 みどりの将来イメージと基本理念



4-1 みどりの将来イメージ

武蔵村山市第四次長期総合計画において、目指す将来都市像「人と緑が織りなす 夢ひろがる やさしいまち むさしむらやま」を実現するため、みどりの将来イメージを次のように設定します。

豊かな自然の武蔵野の大地に 協働と絆でつくりだす
みどりのまち むさしむらやま

4-2 みどりの基本理念

私たちのまち「武蔵村山市」は武蔵野台地の実り豊かな土地に恵まれ、今日まで狭山丘陵をはじめとする多くのみどりとふれあいながら生活を送ってきました。

しかし、宅地化の進展により、樹林地や農地などのみどりは年々減少しています。

先人の努力で守り・育ててきた貴重なみどりを、私たちも守り・育て、次世代に引き継いでいかなければなりません。

そのため、市民、市民活動団体、事業者、行政の協働によって「人と自然が共生した環境をつくり・守る、潤いと安らぎのあるみどり豊かなまちづくり」を目指していくことをこの計画の理念とします。

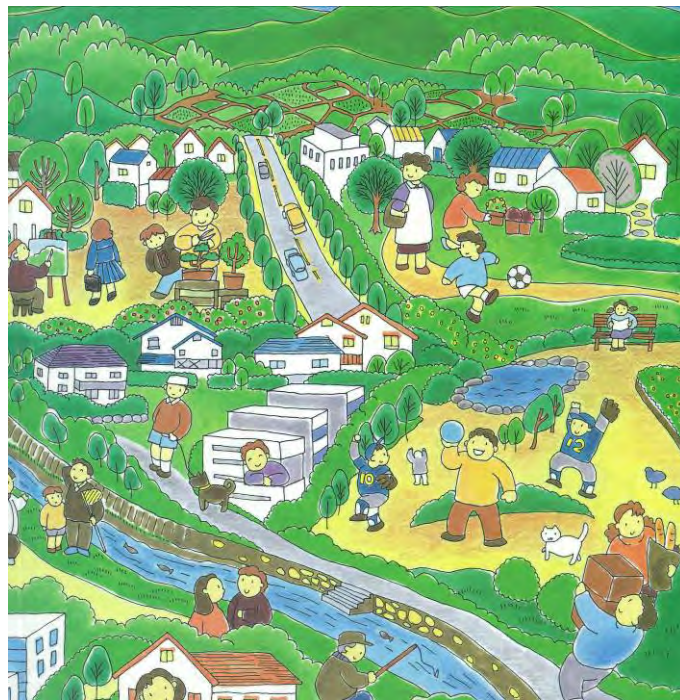


図2 みどりのまちむさしむらやま

4-3 計画の基本方針

みどりの将来イメージの実現に向けて、5つの基本方針を設定し、みどりのまちづくりを進めます。

郷土のみどりを大切にします

「狭山丘陵」は、貴重な自然環境を有しており、丘陵のふもとに点在する社寺や文化財は、地域の自然や歴史・文化を育んでいます。また、市民にとっても身近な憩いの場として親しみのあるみどりとなっています。この郷土のみどりとして大きな存在である狭山丘陵は、本市のみどりのシンボルであり、東京都と連携した保全を進め、大切にしていきます。

また、「多摩開墾」や「海道緑地保全地域」も、本市の特徴的なみどりです。あわせて、身近な自然である市内に点在する屋敷林や農地についても、武蔵野の原風景をとどめる空間となっています。これらのみどりも、郷土のみどりとして大切に維持、保全します。



海道緑地保全地域

水とみどりのネットワークを充実します

狭山丘陵から昭和記念公園を結ぶ南北の道路と、東西に走る新青梅街道周辺地区は、多様なみどりをつないだ、広がりや厚みをもったみどりの軸として位置づけます。また、残堀川と空堀川は、東京都に対して整備を要請するとともに、維持管理においても連携を図って、親水性や生態系に配慮した水辺のふれあい空間とするように努めます。

これらのみどりと水の軸を中心に、拠点となるみどりとその他の大小のみどりを、街路樹、自転車道、小河川などをつなぎ、みどりと水をいかした市民が親しめるような空間と、多様な生き物が生息する空間をつくっていきます。



残堀川

まちなかのみどりを充実します

市内の各地域において日常的に利用されている都市公園などの整備を進めるとともに、都市公園を補完する児童遊園、運動広場及び地域運動場などの施設の充実を図っていきます。また、病院や学校などの緑地、住宅の庭木や生垣は、まちなかの快適な環境を保つ上では重要な役割を担っています。今後も、まちなかの緑化環境の維持と向上のために、身近なみどりの保全と緑化の推進に努め、みどりが豊かなまちづくりを進めます。



みどりの多い住宅地

協働によるみどりのまちづくりを進めます

本市のみどりを守り、育てていくためには、市民、市民活動団体、事業者、行政が対等のパートナーとなり、それぞれの役割分担のもと取り組むことが不可欠です。そこで、市民活動団体などの連絡組織づくり、協働に対する理解促進のための意識啓発、協働事業の検討と実施を推進します。



市民ボランティアによる種まき
(ひまわりガーデン武蔵村山)

みどりのまちづくりを推進する人づくりをします

みどりの協働事業を継続的に進めるために、段階的な継続的なボランティア講座を開催し、みどりのリーダーを育成する仕組みをつくります。

また、市民、市民活動団体、学校、事業者との連携により、みどりのまちづくりの新たな担い手づくりを進めます。

第5章 計画のフレームと目標設定

第5章 計画のフレームと目標設定



5-1 計画のフレーム

みどりの基本計画の基礎的条件となる目標年次、人口規模の見通しは以下のとおりです。

(1) 計画目標年次

本計画の将来像である「豊かな自然の武蔵野の大地に 協働と絆でつくりだす みどりのまち むさしむらやま」の実現には、多くの時間が必要です。そのため本計画の目標年次としては10年後の平成34年(2022年)、中間目標年次を平成29年(2017年)とします。

なお、計画内容については社会情勢の変化等によって、適切に見直しを行います。

表1 計画目標年次

策定年次	中間年次	目標年次
平成24年 (2012年)	平成29年 (2017年)	平成34年 (2022年)

(2) 人口規模の見通し

本市の将来人口は、第四次長期総合計画(平成23年2月策定)において平成32年(2020年)の人口を約78,000人と推計しています。

本計画の中間年次及び目標年次の人口は、長期総合計画における見通しを参考に次のように設定しました。

表2 都市計画区域内人口の見通し

年次	現況 平成24年 (2012年)	中間年次 平成29年 (2017年)	目標年次 平成34年 (2022年)
都市計画区域内 (市全域)人口	約72,000人	約75,000人	約79,000人
都市計画区域 (市全域)規模	1,537.0ha	1,537.0ha	1,537.0ha
市街化区域 人口	約66,000人	約69,000人	約73,000人
市街化区域 規模	1,171.0ha	1,171.0ha	1,171.0ha
市街化区域 人口密度	5,636人/k㎡	5,892人/k㎡	6,234人/k㎡

※市街化区域人口は平成17年国勢調査人口

5-2 計画の目標設定

(1) 都市全体の緑化目標

本市の緑被率は平成 23 年の調査では 44.5%でした。

本計画の目標年次である平成 34 年では、農地や樹林地を保全し、街路樹やまちなかのみどりを増やすことで、緑被率 45%を目標とします。

表 3 目標緑被率

年次	現況 平成 24 年 (2012 年)	中間年次 平成 29 年 (2017 年)	目標年次 平成 34 年 (2022 年)
緑被率	44.5%	44.7%	45.0%

(2) 都市公園等の緑地の整備目標

都市公園や緑地は市民の憩いやレクリエーションの場の提供、快適な生活環境の保全、多様な生き物の生息空間の確保、災害時の救助拠点、地球温暖化の抑制などの役割を持つ重要な空間です。特に*街区公園、*近隣公園、*総合公園などの基幹公園は、日常生活環境に密着した身近な公園となっています。

本計画では、平成 34 年までに都市計画決定されている未整備箇所の早期着手によって、基幹公園の市民一人当たりの面積を現在の 1.50 m²/人から 3.50 m²/人とします。

基幹公園である街区公園の配置については箇所数、整備面積の絶対量の不足が生じています。今後、街区公園の整備推進を図るとともに補完する児童遊園、民間遊び場等の拡充整備に努めます。

なお、基幹公園以外の*広域公園、*都市計画緑地の整備については、東京都の公園整備事業に協力し、事業の推進を要請します。

表 4 市民一人当たりの基幹公園整備目標

年次	現況 平成 24 年 (2012 年)	中間年次 平成 29 年 (2017 年)	目標年次 平成 34 年 (2022 年)
一人当たり面積	1.50 m ² /人	2.60 m ² /人	3.50 m ² /人
整備面積	10.8ha	19.1ha	27.4ha

(3) 制度上安定した緑地の確保目標

制度上安定した緑地は、平成 24 年現在、347ha（指定面積合計）です。

自然公園、近郊緑地保全区域、保安林、河川区域など担保性の高い緑地もある一方で、生産緑地地区、条例による保全地域（*保存樹林）などは、法的規制はあるものの所有者の事情によって減少する可能性があります。

制度上安定した緑地の確保目標は、できる限り保全する方針ですが、ある程度の減少を見込んだ上で、336ha 以上の確保を目標とします。

表 5 制度上安定した緑地面積の確保目標

年次	現況 平成 24 年 (2012 年)	中間年次 平成 29 年 (2017 年)	目標年次 平成 34 年 (2022 年)
確保面積	347ha	341ha 以上	336ha 以上

(4) 社会通念上安定した緑地の確保目標

地域の象徴として大切にされてきた社寺林、学習や運動の空間であり地域活動の拠点である学校、緑地面積の大きい医療施設などが対象となる緑地であり、平成 24 年現在では 100ha でした。

地域との結びつきが強いことから、確保目標は現在の緑地を維持、保全することとします。

表 6 社会通念上安定した緑地面積の確保目標

年次	現況 平成 24 年 (2012 年)	中間年次 平成 29 年 (2017 年)	目標年次 平成 34 年 (2022 年)
確保面積	100ha	100ha	100ha

(5) その他の目標

みどりの質の向上と協働によるみどりのまちづくりを進めるための目標を設定します。

表 7 その他の目標

年次	現況 平成 24 年 (2012 年)	中間年次 平成 29 年 (2017 年)	目標年次 平成 34 年 (2022 年)
※保存樹木の本数	112 本	115 本	120 本
街路樹の整備	約 15.3 km 約 1,660 本	約 15.5 km 約 1,740 本	約 16.0 km 約 1,820 本
※ビオトープの整備	1 箇所	3 箇所	5 箇所
ボランティアによる 公園管理	3 公園	6 公園	9 公園
ボランティア講座 回数	今後講座を開始	3 回/年	5 回/年
※グリーンヘルパー 人数	今後制度を開始	5 人	10 人

第6章 みどりの配置に関する方針

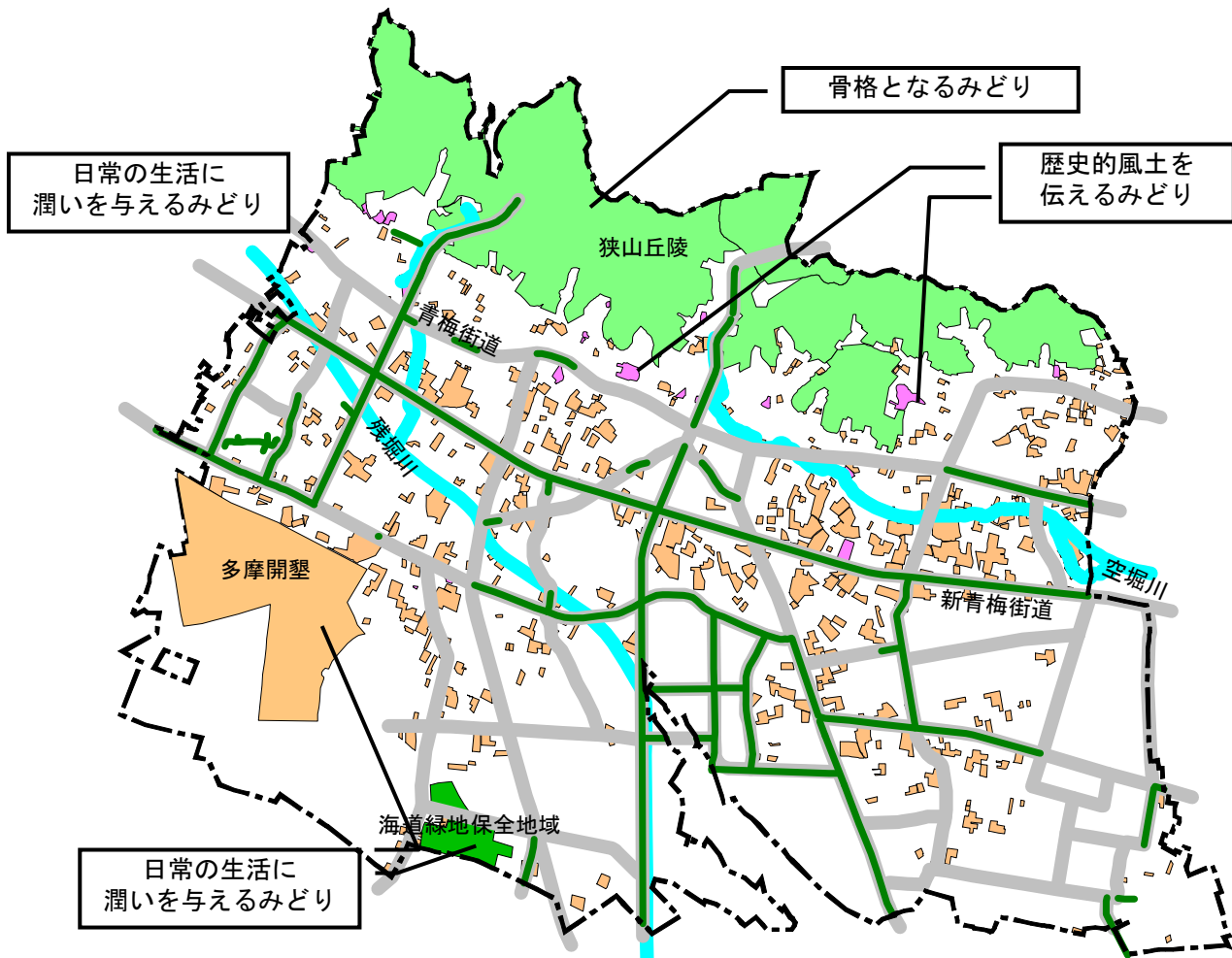
第6章 みどりの配置に関する方針



みどりの機能や役割について、環境保全、レクリエーション、防災、都市景観などの系統に整理し、その効果がよりよく発揮されるように、また、良好で快適な生活環境の確保とみどりの創出のため、緑地の配置方針を定めます。

6-1 環境保全系統のみどりの配置方針

● 骨格となるみどり	狭山丘陵
● 日常生活に潤いを与えるみどり	海道緑地保全地域 市内を流れる河川 幹線道路の街路樹・緑地帯 農地
● 歴史的風土を伝えるみどり	社寺境内地・屋敷林 中跡



凡 例

- 狭山丘陵
- 主要河川
- 海道緑地保全地域
- 街路樹
- 農地
- 主要道路
- 社寺境内地・屋敷林

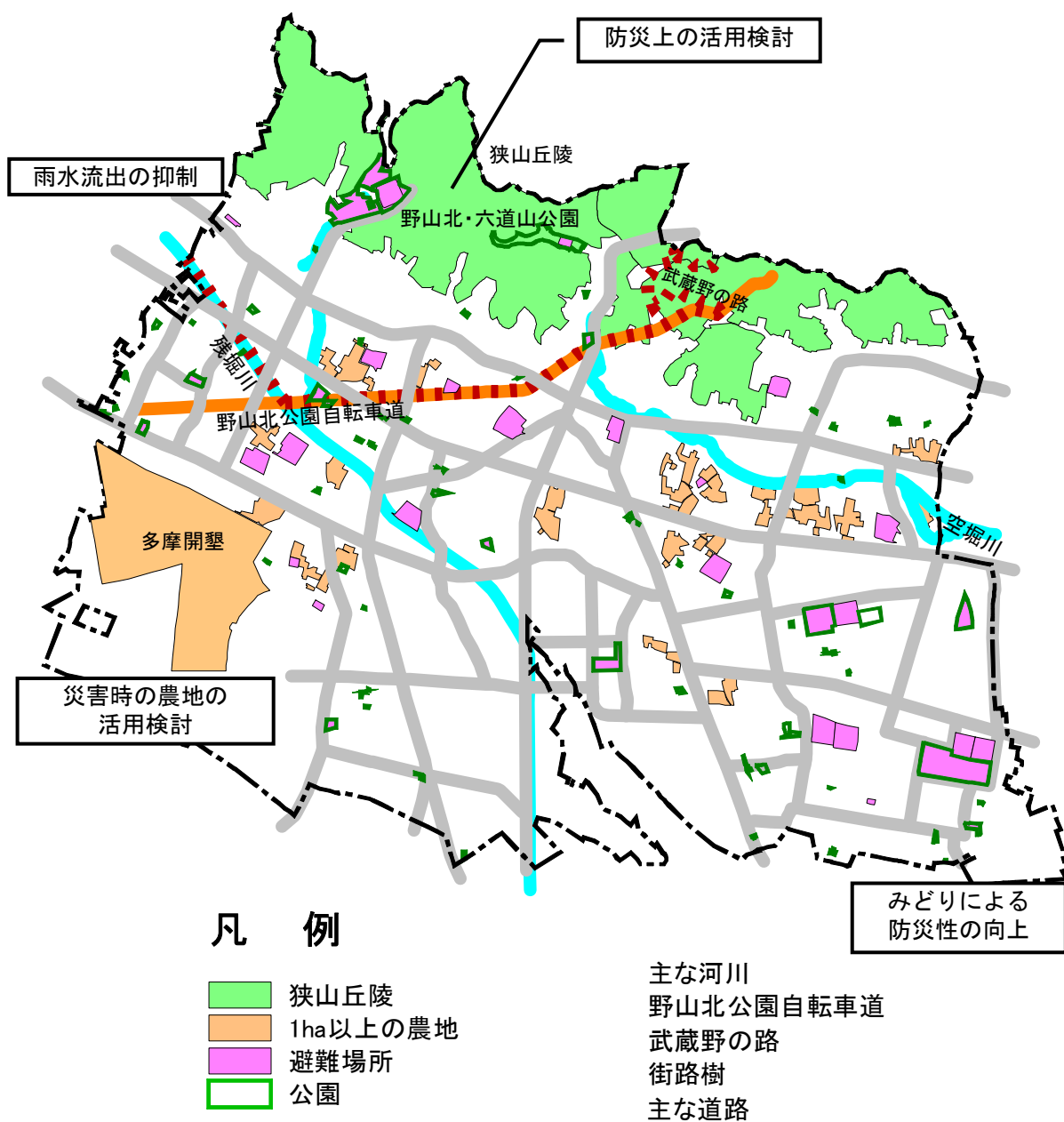
6-2 レクリエーション系統のみどりの配置方針

● 自然とふれあうみどり	狭山丘陵（都立公園） 海道緑地保全地域 残堀川・空堀川 野山北公園自転車道・*武蔵野の路
● 農業体験、地域交流の場となるみどり	農地
● 身近なレクリエーションの場	公園 広場・運動場
● レクリエーション拠点のネットワーク化	自転車道・散策路 街路樹路線



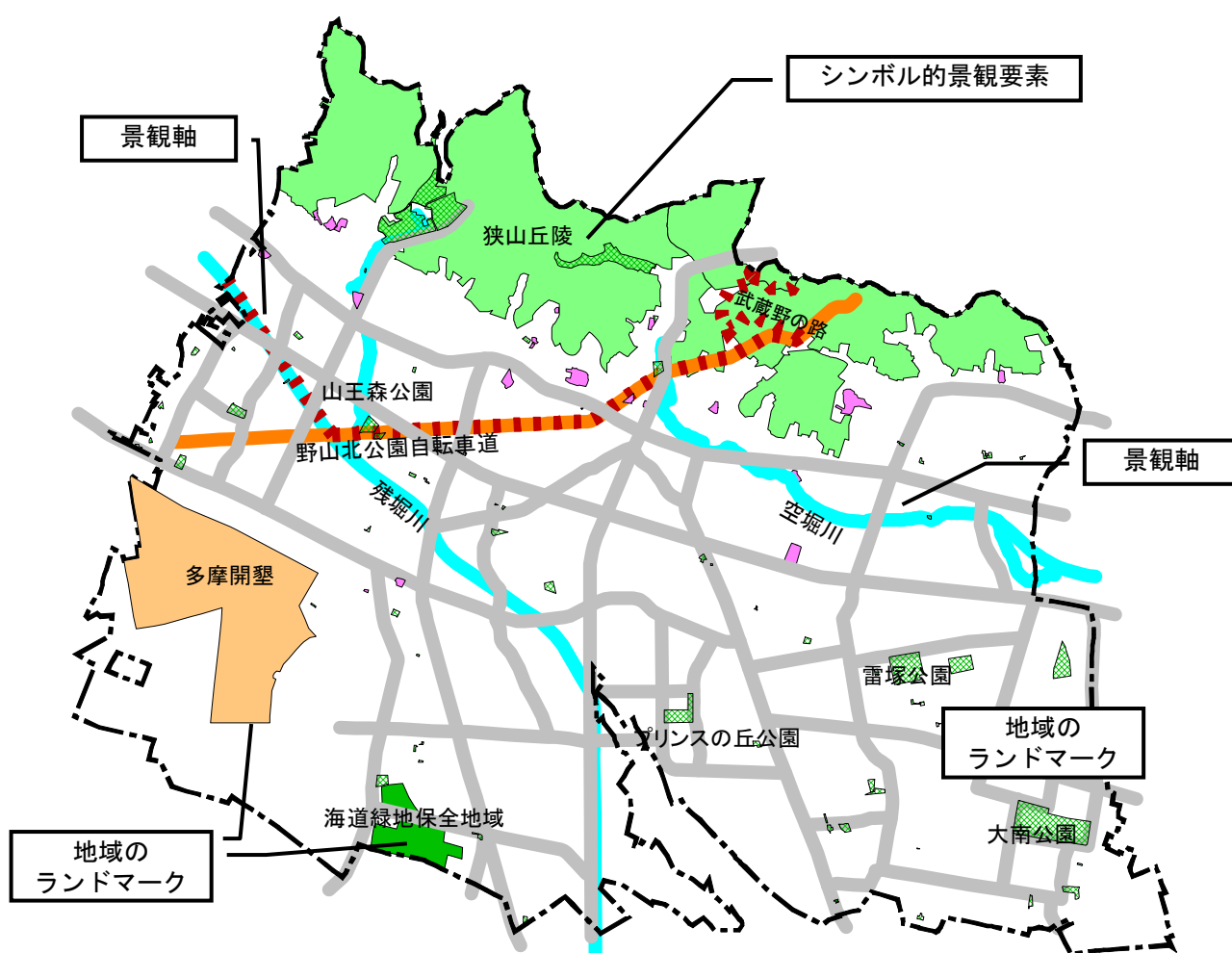
6-3 防災系統のみどりの配置方針

● 防災上の活用検討	狭山丘陵
● 災害時の農地の活用検討	多摩開墾 一定規模以上の農地
● みどりによる防災性の向上	指定避難場所 避難路
● 雨水流出の抑制	公園



6-4 景観構成系統のみどりの配置方針

● シンボリック景観要素	狭山丘陵
● 地域のランドマーク	海道緑地保全地域 多摩開墾 社寺林・屋敷林 公園
● 景観軸	残堀川 空堀川



凡 例

- | | |
|---|-----------|
| 狭山丘陵 | 主な河川 |
| 多摩開墾 | 野山北公園自転車道 |
| 海道緑地保全地域 | 武蔵野の路 |
| 社寺林・屋敷林 | 街路樹 |
| 公園 | 主な道路 |

6-5 総合的なみどりの配置方針

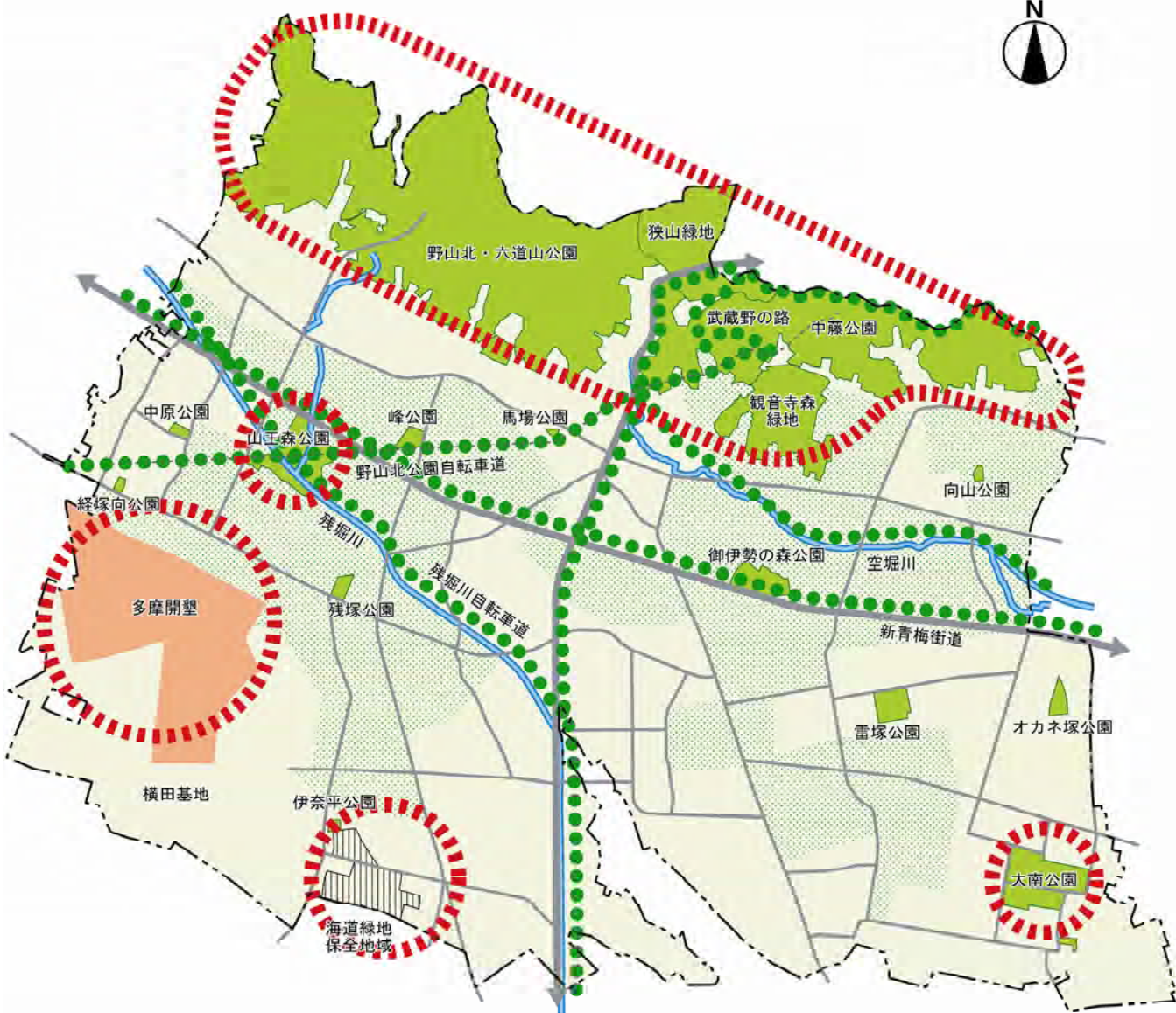
各系統別の配置方針を総合的に捉え、総合的なみどりの配置方針を示します。

1 拠点となるみどりの配置	
本市のみどりの拠点を形成するみどりとして位置づけます	
配置するみどり	配置方針
狭山丘陵	優れた自然環境を有し、本市の自然の豊かさを演出している郷土のみどりであり、環境保全、レクリエーション、防災、景観のそれぞれの機能をあわせ持つ緑地として、整備の充実を東京都に要請するとともに、維持管理の面では連携して、緑地のよりよい保全に努めます。
海道緑地保全地域	武蔵野の原風景を残す平地林であり、貴重な自然環境を有し、環境保全機能、レクリエーション機能、景観構成機能をあわせ持つ緑地として、自然学習の場、自然とのふれあいの場としての整備の充実を東京都に要請するとともに、維持管理の面では連携して、よりよい保全と活用に努めます。
多摩開墾	農業生産活動の場であるとともに、みどりの空間的なゆとりの演出などの環境保全機能、防災機能、農の風景などの景観構成機能をあわせ持つ緑地として農地の保全に努めます。

2 公園・緑地等の適切な配置	
公園・緑地は市域全体で均衡ある都市環境が形成されるよう適正に配置します	
配置するみどり	配置方針
身近な公園・緑地 (※住区基幹公園)	環境保全・レクリエーション・防災・景観構成などの機能を勘案し、配置バランスを考慮しながら、市民が日常的に利用する街区公園、近隣公園、地区公園を配置します。 都市計画決定された公園の整備の促進に努めます。
都市公園以外の公園緑地等（児童遊園・運動広場等）	市街地に点在する都市公園以外の小公園やオープンスペースについては、都市公園の補完と日常の生活環境の向上を考慮して配置します。
大規模な公園・緑地等 (都市基幹公園・都市緑地等)	広域公園は東京都に整備を要請します。 総合公園は地域の拠点となる公園として位置づけ、整備を推進します。 都市計画決定された公園の整備の促進に努めます。
歴史風土を伝えるみどり	歴史的環境を有する緑地を保全し、それぞれの特性をいかした史跡、文化財等の整備・活用を図ります。
公共公益施設のみどり	市役所をはじめとする公共施設及び地域に密着した公共公益施設は、緑化の推進的な役割、ランドマークとなる景観的役割を担うため、積極的な緑化を図ります。
市街地のみどり	住宅地については、住民の主体的な活動によるみどり豊かな居住環境の形成を促進し、接道部の緑化（生垣）等の支援を推進します。
	商業地については、にぎやかさ、華やかさ、楽しさを演出し、まちの魅力を高めるため、道路空間や沿道空間において花木や季節の花などによる緑化を推進します。
	工業地については、無機質で単調になりやすい景観の修景、環境改善、事業所のイメージアップを図るような工場敷地内の緑化を推進します。
	農地の中で特に生産緑地地区は、積極的に緑地としての環境機能の確保を図り、市街地内の良好な農業景観の保全に努めます。

3 水とみどりのネットワーク形成	
河川、自転車道、街路樹路線を水とみどりの軸に位置づけます	
配置するみどり	配置方針
野山北公園自転車道 武蔵野の路	広域的にネットワークされた自転車道、散策路はレクリエーション施設としての機能を向上させるため、休憩スポットや案内施設などを沿道部の整備を東京都と連携して推進します。
残堀川・空堀川等の河川	快適な生活空間を創出する緑地として、川沿いの道路の緑化空間としての活用、市民が水に親しむことができる水辺空間の整備、多様な生態系を配慮した河川環境の確保などを推進します。 残堀川は整備が完了していますが、さらなる整備拡充を東京都に要請するとともに、連携して良好な環境の維持管理を推進します。 空堀川は整備推進を東京都に引き続き要請します。
幹線道路の緑化	幹線道路沿いに植栽されている街路樹や緑地帯は、環境保全機能や防災機能、景観構成機能をあわせ持ち、そのみどりの量と質の充実を東京都に要請します。
生活道路の緑化	身近な生活道路の緑化は、生活に密着した環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能、景観構成機能が効果的に発揮できるように、市民レベルの緑化として広げていくことを積極的に促進します。

注) 武蔵野の路は野山北公園自転車道、残堀川自転車道と一部重複します。



凡例










	みどりの拠点		みどりの軸
	都市計画公園		水の軸
	平地林の保全		まちの骨格となる道路の緑化推進 (主要幹線道路、幹線道路、補助幹線道路)
	生産緑地地区の保全		市域
	多摩開墾		

図 総合的な緑の配置方針図

第7章 みどりの将来像の実現に向けた施策

第7章 みどりの将来像の実現に向けた施策



7-1 施策の体系

基本方針、配置方針に基づき、みどりの将来像を実現するための施策を展開します。

基本方針1 郷土のみどりを大切にします

1-① 拠点となるみどりを大切にします	1-①-1 狭山丘陵の保全 1-①-2 海道緑地保全地域の保全 1-①-3 多摩開墾の保全
1-② 身近なみどりを大切にします	1-②-1 樹林地・大樹の保全 1-②-2 農地の保全

基本方針2 水とみどりのネットワークを充実します

2-① 道路の緑化を進めます	2-①-1 街路樹・緑地帯整備の推進 2-①-2 都道の緑化要請 2-①-3 市民協働による生活道路の緑化 2-①-4 自転車道の緑化の充実 2-①-5 みどりの散策路の整備
2-② 水辺空間を充実します	2-②-1 河川の緑化の推進 2-②-2 生態系に配慮した整備の推進 2-②-3 河川の水質、水量と環境の改善
2-③ エコロジカルネットワークを充実します	2-③-1 生態系の連続性に配慮した緑化整備

基本方針3 まちなかのみどりを充実します

3-① 公園の整備を進めます	3-①-1 都市計画決定された公園の整備の推進 3-①-2 条例等による公園の整備の推進 3-①-3 新たな公園の整備の推進 3-①-4 社会情勢に対応した再整備 3-①-5 市民協働による公園維持管理への支援 3-①-6 公園施設の長寿命化計画の策定 3-①-7 みどりの基金の活用
3-② 公共施設の緑化を進めます	3-②-1 学校の緑化の推進 3-②-2 公共施設の緑化の推進 3-②-3 公営住宅の緑化の推進
3-③ 民有地の緑化を進めます	3-③-1 民有地の緑化指導の充実 3-③-2 土地利用にあわせた緑化推進 3-③-3 各種制度の充実と活用

基本方針4 協働によるみどりのまちづくりを進めます

4-① 協働によるみどりのまちづくりの環境整備を行います	4-①-1 市民協働への理解 4-①-2 みどりのボランティアの推進
4-② 協働の仕組みをつくります	4-②-1 市民協働推進会議の活用 4-②-2 協働の推進体制づくり

基本方針5 みどりのまちづくり推進のための人づくりをします

5-① 人づくりの基盤をつくります	5-①-1 みどりに親しむ教育と普及・啓発 5-①-2 緑化イベントの継続的開催 5-①-3 グリーンヘルパー制度の創設
5-② 新たな担い手づくりを進めます	5-②-1 学校との連携 5-②-2 事業所との連携 5-②-3 自治会・商店会等各種団体との連携

7-2 施策の内容

基本方針 1：郷土のみどりを大切にします

1-① 拠点となるみどりを大切にします

1-①-1 狭山丘陵の保全	
施策方針	
<ul style="list-style-type: none">本市のみどりの拠点、また広域的なみどりの拠点でもあり、東京都などと連携し、保全・活用を推進します。	
取り組みの内容	
<p>【継続する施策】</p> <ul style="list-style-type: none">環境学習やレクリエーションの場として、整備・活用を東京都と連携して推進します。公園として整備している区域は東京都と調整を図り、雑木林の管理、農業体験などの里山文化の継承という側面も含めて、市民などとの協働による維持管理を積極的に推進します。 <p>【拡充する施策】</p> <ul style="list-style-type: none">都市計画公園（野山北・六道山公園、中藤公園）、都市計画緑地（狭山緑地、観音寺森緑地）の未供用部分の早期事業化を東京都に要請します。丘陵内の池の水源の確保と保全に努めます。狭山丘陵の周辺では、※東京都景観計画や武蔵村山市まちづくり条例に基づき、建築物・工作物の建築や開発行為等の規制を行い、丘陵地のみどりの保全に努めます。 <p>【新たな施策】</p> <ul style="list-style-type: none">多様な生き物の生息・生育空間として、よりよい環境の維持保全に努めます。	
	
狭山丘陵の雑木林	市立野山北公園の学習田

1-①-2 海道緑地保全地域の保全

施策方針

- 「東京都における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、良好な武蔵野の風景を残す平地林として、東京都などと連携して保全します。

取り組みの内容

【継続する施策】

- 隣接する平地林の指定の拡大を東京都に要請します。
- 樹林地の有効活用を図れるように、樹林地内の環境保全に支障がない範囲で、遊歩道などの必要な整備を東京都に要請します。



海道緑地保全地域

【拡充する施策】

- 市民などの協働による維持管理について、東京都と連携して検討、推進します。

1-①-3 多摩開墾の保全

施策方針

- 市街地に接する大規模な農業生産地であるとともに、農業景観の形成、雨水の浸透などの環境保全機能、災害時の利活用の可能性を有しており、今後も農地の保全に努めます。

取り組みの内容

【継続する施策】

- 良好な営農環境を維持します。


【拡充する施策】

- 農業の交流拠点としての活用を検討します。



多摩開墾

1-② 身近なみどりを大切にします

1-②-1 樹林地・大樹の保全	
施策方針	
<ul style="list-style-type: none">市内に残る樹林地や大樹は、できる限り維持・保全に努めます。	
取り組みの内容	
<p>【継続する施策】</p> <ul style="list-style-type: none">保存樹林、保存樹木の積極的な指定を推進します。保存樹林、保存樹木の指定基準の見直しを検討します。	
<p>【拡充する施策】</p> <ul style="list-style-type: none">樹木の折損事故から市民を守り、また、所有者の精神的負担の軽減を図るために、保険の加入を検討します。社寺林は歴史や文化を有する地域のシンボルであり、市民による社寺林調査、清掃などの維持管理、地域のみどり資源としての活用と保全について検討します。	
<p>【新たな施策】</p> <ul style="list-style-type: none">屋敷林や社寺林等の一定規模の良好な樹林地は永続的な維持保全のため、*特別緑地保全地区の指定を検討し、所有者などに指定への理解を求めます。保存樹林などは、*借地公園として整備するなどの保全方策や公有地化を検討します。良好な保存樹林などは、地域の住民が親しめる空間として活用を図るため、地域住民への公開、維持管理への参加を検討します。歴史的価値や地域のランドマークとなっている大樹の樹木医による診断制度を検討します。	
	
<p>西大南樹林公園</p>	

1-②-2 農地の保全

施策方針

- 農業生産、防災、景観、環境保全などの多面的な機能を持つ農地は、農地としての保全に努めます。

取り組みの内容

【継続する施策】

- 農業と調和したみどりのあるまちづくりを進めるため、生産緑地地区の保全のため、引き続き追加指定を行います。
- 生産緑地地区以外の農地についても、生活環境や防災などの観点から、今後とも緑地として確保することが必要であると認められものは、新たに生産緑地地区への追加指定を検討し、所有者へ理解を求めます。
- 買取申出のあった生産緑地地区については、公園・緑地の配置状況などから確保が必要と判断した場合は、緑地としての保全に努めます。

【拡充する施策】

- 市民農園、*学習園、高齢者や障がい者が利用できる福祉農園の設置に努めます。

【新たな施策】

- 生産緑地地区の緑地確保の優先順位について検討します。
- 一定規模以上のまとまった農地は*防災農地（災害時協力農地）としての活用について検討します。
- 多様なレクリエーションの要望に対応するため、*滞在型市民農園、*農業体験農園、*民間による体験農園などの新たな利活用について検討します。



生産緑地地区

防災農地の写真
近隣市町の事例写真を入れる予定です。

基本方針 2：水とみどりのネットワークを充実します

2-① 道路の緑化を進めます

1-②-2 農地の保全	
施策方針	
<ul style="list-style-type: none">街路樹はみどりをつなぐネットワーク軸、日陰の形成、美しい景観形成要素として都市の重要なみどりであるため、街路樹の整備推進と良好な維持管理に努めます。	
取り組みの内容	
<p>【継続する施策】</p> <ul style="list-style-type: none">都市計画道路の新設や既存の道路の改修では、可能な限り歩道の整備を推進し、歩車道幅員の見直しによる歩道の広幅員化、歩道の段差解消、街路樹による緑化を行います。街路樹や緑地帯はその道路の「顔」として、テーマ性を持った樹種の選定を行い、道路ごとに樹木の特性をいかして、美しく、季節を感じる個性ある緑化を推進していきます。街路樹管理における住民の参加・協力について検討します <p>【拡充する施策】</p> <ul style="list-style-type: none">市道の街路樹は住民に永く愛されるように、樹種の選定について地域住民の意見を反映できるように努めます。街路樹の植栽が困難な道路はフェンス緑化、プランターの設置など、小さなスペースでできる緑化方法を検討し、推進します。 <p>【新たな施策】</p> <ul style="list-style-type: none">植栽の間隔や樹形の維持管理方法などを示した街路樹管理マニュアルの策定について検討します。既存の街路樹の質の向上のため、街路樹の適切な基盤（植栽ます等）の整備を図ります。健全な街路樹の生育空間の確保を図るために、雨水の浸透化、電線の地中化などを推進します。	
	市内の街路樹

2-①-2 都道の緑化の要請

施策方針

- 幹線道路である都道の緑化は道路交通の安全性と快適性、沿道の環境保全と改善効果を有するため、植栽帯や街路樹の量的拡大と質的向上の推進について東京都に要請します。

取り組みの内容

【拡充する施策】

- 新青梅街道（5号線）及び、所沢武蔵村山立川線（55号線）～八王子村山線（59号線）は、質の高い街路樹整備を図るように東京都に要請します。

2-①-3 市民協働による生活道路の緑化

施策方針

- 生活道路の緑化について、市民・市民活動団体・事業者・行政の協働で行えるような助成、支援制度を検討します。

取り組みの内容

【継続する施策】

- 一定規模以上の開発事業においては、可能な限りみどり豊かな^{*}コミュニティ道路化を整備するように指導します。

【拡充する施策】

- 住民の要望に基づいて、みどり豊かな歩行者優先のコミュニティ道路を整備できる制度について検討します。
- 各住宅で連続した緑化を促進する制度について検討します



グリーントウンのコミュニティ道路

2-①-4 自転車道の緑化の充実

施策方針

- 野山北公園自転車道、残堀川自転車道は、狭山丘陵、市内の公園や緑地を結ぶみどりの軸として、効果が発揮できるような緑化の充実を図ります。

取り組みの内容

【継続する施策】

- 季節感あふれる自転車道となる緑化手法を検討します。
- 自転車道の沿道スペースを利用して、みどりのある休憩施設などを整備していきます。

【新たな施策】

- 災害時の避難路や延焼防止帯として活用できるように、防災機能の強化を図ります。
- *エコロジカルネットワークを構成するみどりとして、植栽形態、樹種選定について検討し、質の向上に努めます。

2-①-5 みどりの散策路の整備

施策方針

- 市内のみどりの資源を発掘し、市内外の多くの人から親しまれるみどりの散策路づくりを推進します。

取り組みの内容

【継続する施策】

- 散策路の沿道緑化、案内サインの設置、歩きやすい舗装への改修、案内パンフレット（歴史散策マップ、武蔵村山市みどころマップ、ウォーキングマップなど）の作成など、みどりの散策路に関する整備の拡充を関係機関と連携しながら推進します。

【新たな施策】

- 新たなみどりの資源について情報収集を行い、市民が中心となってつくる新たな散策路の設定について検討します。
- 保存樹木や住宅地、事業所の優れた緑化箇所を巡る散策路、一般の庭木などを解放するオープンガーデンを巡る散策路の設定について検討します。



歴史散策マップ（歴史民俗資料館）

2-② 水辺空間を充実します

2-②-1 河川の緑化の推進	
施策方針	
<ul style="list-style-type: none">市内の河川は、レクリエーション空間、生態系の保全空間、延焼防止空間、避難空間であり、よりよい河川環境の質の向上に努めます。	
取り組みの内容	
<p>【継続する施策】</p> <ul style="list-style-type: none">残堀川は東京都による河川改修にあわせて親水緑地広場や歩行者・自転車道の整備を行いました。今後もよりよい整備拡充について要請します。空堀川は残堀川と同様に、親水緑地広場や歩行者・自転車道の整備により、沿道の積極的な緑化の推進により、みどりあふれる市街地の空間が形成されるように、東京都に要請します。	
<p>残堀川親水緑地広場</p>	
<p>【拡充する施策】</p> <ul style="list-style-type: none">河川と川沿いの公共施設、公園等が一体化した景観の創出を図ります。	

2-②-2 生態系に配慮した整備の推進	
施策方針	
<ul style="list-style-type: none">生き物の生育・生息環境の保全や環境の向上を目指して、*多自然川づくりや*親水化の整備を推進します。	
取り組みの内容	
<p>【継続する施策】</p> <ul style="list-style-type: none">河川や水路の水辺、護岸、川原など多様な環境の特性に応じた維持・管理を推進します。残堀川や空堀川などの主要河川は、生き物の通り道となるエコロジカルネットワークとしての機能を向上させるため、多自然川づくりと水辺植生の復元を東京都に要請します。小河川は可能な限り多自然川づくりの推進に努め、河川の自然環境の回復を目指します。また、上流部などでは、自然の河川形態の維持に努めます。河川沿いに緑化可能な余地がある場合は可能な限り緑化を推進します。	

2-②-3 河川の水質、水量と環境の改善

施策方針

- 地域住民、市民活動団体、事業者、行政が一体となって、河川環境の向上に努めます。

取り組みの内容

【継続する施策】

- 地域住民、市民活動団体、事業者、行政による河川清掃活動を引き続き実施します。
- 河川の環境改善や水質浄化に関する情報を発信します。

【拡充する施策】

- 市内の河川は、降雨が少ない時期に河川の流量が少なくなり、河床の露出や流水が途切れてしまう状態（瀬切れ）が起き、水生生物の生息など生態系や景観等に悪影響を及ぼしていることから、河川水量の確保を関連機関に要請します。
- 河川流域の公園やグラウンド等の雨水貯留施設（遊水地）の整備、宅地内の雨水浸透ますの設置、保水機能を有する樹林地・農地の保全により、河川流量の平準化や良好な水循環の確保に努めます。
- 河川の将来の在り方を示した水辺環境整備計画を作成し、長中期的な整備指針として、計画に基づいた水辺整備や河川沿い緑地などの整備を関係機関に要請します。

河川清掃の写真を入れる予定です。

2-③ エコロジカルネットワークを充実します

2-③-1 生態系の連続性に配慮した緑化整備
施策方針
<ul style="list-style-type: none">生物多様性の保全のため、生き物の良好な生息・生育環境の整備、緑地と緑地をつなぐみどりネットワークの形成を推進します。
取り組みの内容
<p>【新たな施策】</p> <ul style="list-style-type: none">樹林地や公園などの適正な草刈り管理や樹木管理を行い、生き物の生育・生息環境の向上を図ります。水辺、公園、農地、公共施設などのあらゆる場において、良好なビオトープ空間が形成できるように、環境の整備方法を検討します。学校、事業所、住宅等の庭などに昆虫や野鳥の餌となる植物を植えるなどの、身近なビオトープ空間の整備における支援について検討します。
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content;"><p>ビオトープの写真を入れる予定です。</p></div>

基本方針 3：まちなかのみどりを充実します

3-① 公園の整備を進めます

3-①-1 都市計画決定された公園の整備の推進
施策方針
<ul style="list-style-type: none">都市計画決定している公園について、早期整備に努めます。
取り組みの内容
<p>【継続する施策】</p> <ul style="list-style-type: none">街区公園は、都市計画決定されている8箇所のうち、未供用である2箇所（残堀公園 0.75ha、馬場公園 0.26ha）、及び開園済みの公園の未供用部分の早期事業化に努めます。近隣公園は、都市計画決定されている5箇所のうち、未供用の2箇所（御伊勢の森公園 3.30ha、峰公園 1.00ha）、及び開園済みの公園の未供用部分の早期事業化に努めます。地区公園の都市計画決定について検討します。総合公園のうち、未供用部分の早期の事業化に努めます。 <p>【拡充する施策】</p> <ul style="list-style-type: none">野山北・六道山公園のうち、市が管理する総合運動公園（6.88ha）は、東京都の「都市計画公園・緑地の整備方針」における市事業の*優先整備区域（1.4ha）の位置づけに基づき、整備拡充に努めます。野山北・六道山公園は東京都の「都市計画公園・緑地の整備方針」において優先整備区域（32.53ha・瑞穂町分含む）に位置づけられており、今後とも東京都の公園整備事業に協力し、事業の推進を図ります。中藤公園は東京都の「都市計画公園・緑地の整備方針」において、その一部が優先整備区域（28.41ha）に位置づけられており、東京都に対し早期事業化と全区域の優先整備区域化を要請するなど事業の推進を図ります。観音寺森緑地は東京都の「都市計画公園・緑地の整備方針」において、優先整備区域（15.4ha）に位置づけられており、今後とも東京都の公園整備事業に協力し、事業の推進を図ります。狭山緑地は全域未供用ですが、良好な都市緑地として保全するため、早期の事業化に向けて東京都に要請します。

3-①-2 条例等による公園の整備の推進

施策方針

- 街区公園の補完的な役割である児童遊園は、適切な整備の指導に努めます。

取り組みの内容

【継続する施策】

- 「武蔵村山市まちづくり条例」に基づき、一定規模以上の民間の開発行為に対しては、公園や緑地などの整備を指導します。
- 運動広場、運動場、地域運動場は、既存施設の利用の促進に努めるほか、不足地域への整備について検討します。
- 残地の利活用としての*ポケットパークの設置を検討します。



ポケットパークの整備例

3-①-3 新たな公園の整備の推進

施策方針

- 新たな公園の整備については、分布状況、誘致圏を考慮して、計画的に配置、整備を行います。

取り組みの内容

【継続する施策】

- 土地区画整理事業では新たな公園を整備します。

【新たな施策】

- 生産緑地地区の買取申出が発生した場合に備えて、確保すべき緑地の優先順位を検討します。
- 従来への用地取得による公園整備の他、借地型公園、*立体公園、公共施設などと一体化した公園の整備について検討します。

3-①-4 社会情勢に対応した再整備

施策方針

- 公園の再整備では、社会情勢の変化や地域特性にあわせて行います。

取り組みの内容

【継続する施策】

- 東京都福祉のまちづくり条例によるユニバーサルデザインに基づき、公園施設のバリアフリー化を引き続き推進します。

【拡充する施策】

- 避難場所に指定されている面積の大きい公園では、防災公園としての機能を充実するため、周辺の状況や公園規模などを考慮して、かまどベンチ、マンホールトイレ、防災井戸、ソーラー照明などの設置に努めます。

【新たな施策】

- 公園の再整備ではアンケート調査、*ワークショップを行い、地域住民の意見の反映や利用者との協議を行うことで、ニーズにあった整備に努めます。
- 生物多様性の保全に配慮した草刈り管理、生き物の生態を考慮した樹木等の植栽形態、管理について検討します。
- 効率的な公園緑地の維持管理のため、公園台帳や施設管理の電子化などのIT技術を活用した管理を進めます。

大南公園の再整備（整備前後の写真など）

大南公園の整備完了後に写真撮影

3-①-5 市民協働による公園維持管理への支援
施策方針
<ul style="list-style-type: none"> 地域住民による公園の維持管理を推進します。
取り組みの内容
<p>【新たな施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園ボランティア制度を広く発信し、公園ボランティアの参加者の増加、ボランティアで管理する公園の増加を目指します。 公園ボランティア運営会議を通して、ボランティアが望む支援方法を検討します。

3-①-6 公園施設の長寿命化計画の策定
施策方針
<ul style="list-style-type: none"> 公園施設の老朽化に対応して、「公園施設長寿命化計画」の策定を検討し、計画的で合理的な維持管理の取り組みを推進します。
取り組みの内容
<p>【新たな施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園施設の維持管理・経年劣化状況、利用状況等を把握し、今後の管理、保全指針を示した「公園長寿命化計画」の策定に努めます。 「公園長寿命化計画」に基づき、公園施設の機能と安全性の確保、効率的な維持補修を行います。

3-①-7 みどりの基金の活用
施策方針
<ul style="list-style-type: none"> 公園、緑地などの用地の確保、みどりの保護や育成において、みどりの基金を活用します。
取り組みの内容
<p>【継続する施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民や事業者からの寄附金をさまざまな機会で見つけます。 計画的な基金の積み立てを行い、みどりのまちづくりに活用します。 <p>【拡充する施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基金による事業を広く発信し、効果的な活用を図ります。 気軽に寄附ができる制度を検討します。

3-② 公共施設の緑化を進めます

3-②-1 学校の緑化の推進

施策方針

- 児童、生徒が、身近にある自然とふれあいながら学ぶことができる、豊かで質の高い緑化整備を推進します。

取り組みの内容

【継続する施策】

- 敷地の規模が比較的大きい学校の緑化を進めることは、周辺環境への多くの効果が期待できます。良好な沿道景観や快適な歩行空間を形成するために、接道部の厚みを持たせた緑化整備を推進に努めます。
- 児童、生徒、教師、保護者、地域住民の参加による植樹を行い、地域シンボルとなるような学校の森の整備を検討します。



市立小中一貫校村山学園の接道部緑化

【拡充する施策】

- みどりの役割や機能、植物の特性、生き物の餌等について、実際の植物にふれながら学べるように、多様な樹種の植栽を進めます。



校庭芝生化の管理

【新たな施策】

- 環境教育の一環として、自然生態系の観察の場となる学校ビオトープの整備を推進します。
- 体験学習の場となる学習園の設置を推進します。
- 児童、生徒、学校、保護者、地域住民による校庭芝生化の維持管理を推進します。
- 防災面に配慮した植栽を行い、避難場所として防災機能の充実を図ります。

3-②-2 公共施設の緑化の推進

施策方針

- 庁舎等の公共公益施設の緑化は、積極的に取り組みます。

取り組みの内容

【継続する施策】

- 庁舎、地区会館などの市が管理する施設は、施設別の緑化状況を把握し、施設内容や規模に応じた緑化整備を推進します。
- 国や東京都の施設については、より一層の緑化推進を要請します。



三ツ木地区学習等供用施設の植栽地

【新たな施策】

- 現在、公共施設の緑化は東京都の公共施設緑化基準に基づき指導を行っていますが、本市の特性や各施設の特性に合わせて管理が行えるように、緑化指導マニュアルの作成を検討します。
- より積極的な指導を行うため、緑化条例の制定について検討します。

3-②-3 公営住宅の緑化の推進

施策方針

- 住環境の向上に寄与する緑化推進に努めます。

取り組みの内容

【継続する施策】

- 市営住宅では住宅地緑化の一環として、緑化推進に努めます。

【拡充する施策】

- 都営村山団地は、ランドマークとなるようなシンボルツリーの植栽、団地内の接道部緑化、公園などの環境施設の充実、自然に触れることできる場の確保などの緑化対策について東京都に要請します。

3-③ 民有地の緑化を進めます

3-③-1 民有地の緑化指導の充実

施策方針

- 「武蔵村山市まちづくり条例」に基づき、今後も適切な緑化指導による計画的な緑化を推進します。

取り組みの内容

【継続する施策】

- 緑化の指導や啓発活動に活用するため、良好な緑化やまちづくりの事例紹介など、民間指导向けの緑化マニュアル・みどりのまちづくりガイドラインの作成を検討します。



商業施設の接道部緑化

【拡充する施策】

- 狭山丘陵周辺では景観保全に配慮した規制、地域の特性に合わせたきめ細やかな指導に努めます。

【新たな施策】

- 宅地開発などに対しては「武蔵村山市まちづくり条例」に基づき、緑化指導を行い、計画的な緑化を推進します。
- より積極的な指導を行うため、緑化条例の制定について検討します。



3-③-2 土地利用にあわせた緑化推進

施策方針

- 本市の特性にあわせて、土地利用を考慮した緑化推進に努めます。

取り組みの内容

【拡充する施策】

- 住宅地では、接道部緑化を推進するため、ブロック塀や金網フェンスの生垣化を推進する制度を検討します。
- 現在の制度では生垣の管理費助成が行われていますが設置助成はありません。今後は、生垣設置に伴う工事費の一部を助成する生垣奨励制度の創設を検討します。
- オープンガーデンとして住宅の庭などを開放する制度やイベントの実施を検討します。
- 集合住宅の建築時には、接道部の緑化整備、屋上緑化、ベランダ緑化、壁面緑化などについて指導・要請します。
- 商業地では、植栽用地の確保が困難な場合が多いため、フラワーポットの設置、壁面緑化、緑化フェンスの設置などが有効です。これらの緑化に対する助成制度についても検討します。
- 商店街などでは、花木や季節の花ものなどを工夫し、商業空間のにぎわいや個性を演出できるように支援、協力を努めます。
- 一定規模の工場や事業所については、工場立地法の緑化基準に基づき緑化指導を行います。
- 工場では、騒音などの緩衝帯の役割を担う敷地内緑化の整備に対して、支援と協力を努めます。
- 小規模な事業所に対しては、生垣やプランターなどの修景緑化の助成について支援、協力を努めます。



村山中央ショッピングセンター商店街の
フラワーポット



みどりの多い住宅街
(グリーンタウン)

工場の緑化事例写真を入れる予定です。

3-③-3 各種制度の充実と活用

施策方針

- 都市緑地法などによる各種制度や景観計画の活用、市条例の充実について検討します。

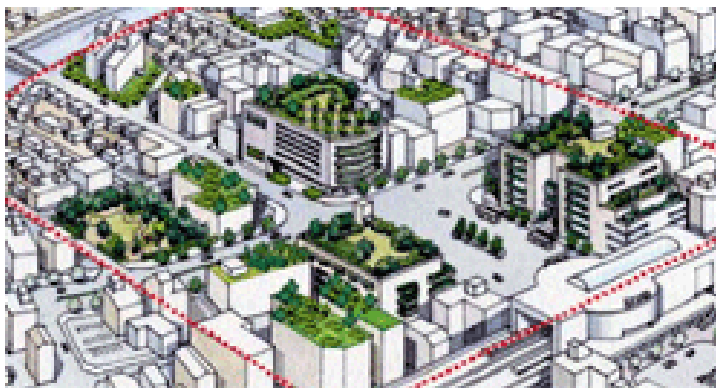
取り組みの内容

【継続する施策】

- みどり豊かなまちなみ、魅力ある住宅地等の形成のため、※緑地協定（都市緑地法）や※建築協定（建築基準法）の協定締結の促進に努めます。
- 地区レベルで緑化を推進し、良好な都市環境の形成を図るため、建築物の緑化率の規制を行う※地区計画制度の活用を検討します。

【新たな施策】

- みどりが不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づけ、効果的にみどりを創出することが可能な※緑化地域制度（都市緑地法）の導入について検討します。
- 東京都景観計画に基づき、丘陵地景観基本軸として位置付けられた狭山丘陵の周辺を、建築物・工作物や開発行為等の規制を行って、みどりの保全に努めます。
- 「武蔵村山市まちづくり条例」によって旧青梅街道北側は景観の保全のため、新築、改築時に届け出制をとっており、今後も狭山丘陵の景観保全に努めるよう条例の充実を図っていくことを検討します



緑化地域のイメージ（国土交通省ホームページ）

基本方針 4：協働によるみどりのまちづくりを進めます

4-① 協働によるみどりのまちづくりの環境整備を行います

4-①-1 市民協働への理解	
施策方針	
<ul style="list-style-type: none"> 市民、行政ともに「市民協働」についての理解を深めます。 	
取り組みの内容	
<p>【継続する施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「武蔵村山市市民活動団体との協働に関する指針」、「武蔵村山市市民協働推進マニュアル」を活用し、協働の理念の正しい理解を進めます。 <p>【拡充する施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 協働を進める担当課と他部署との連携、市民活動への財政支援、活動拠点の整備、情報の公開などの市民活動全体を包括的に支援する仕組みなど、行政全体での取り組みを検討します。 ボランティア団体、*NPO 法人、自治会などの多様な市民活動について、互いに理解し、連携・協力できる仕組みを検討します。 	
<p>【市民協働の定義】 市民、市民活動団体、事業者及び市が、共通の目標を実現するために、対等の立場に立って、相互の信頼と合意のもと、役割と責任を担い合い、相互の特性や能力を発揮し合いながら連携・協力して効果的にまちづくりに関することに取組んでいくこと</p>	
<p>市民協働の概念図</p>	
<p>「市民協働」の概念（武蔵村山市市民協働推進マニュアルより）</p>	

4-①-2 みどりのボランティアの推進

施策方針

- 協働の足がかりとなるみどりのボランティアの活動を推進します。

取り組みの内容

【継続する施策】

- 公園ボランティアの参加者が増えるように、公園ボランティア制度を広く知らせるための活動を推進します。

【拡充する施策】

- 「武蔵村山市ボランティアセンター」を活用し、みどりに関するボランティアの養成、登録、あっせん、組織化、情報の収集・提供等の活動支援を行います。

【新たな施策】

- 市民参加から市民協働へ発展するように、ボランティアが組織として継続的に活動を行うことができる仕組みを検討します。
- 市が管理する道路、水路、公園、緑地などの公共施設を、市民と協働で管理する※アダプト制度の実施について検討します

武蔵村山市ボランティアセンター（略称「ボラセン」）へようこそ！

武蔵村山市ボランティアセンターでは、福祉分野だけではなく、生涯学習や国際交流、スポーツ、レクリエーションなど様々な分野のボランティアの方々が登録されています。「ボランティアをしたい！」「ボランティアをお願いしたい！」方は、ぜひ相談してください！！

「ボラセン」は市民総合センターの2階です！

〒208-8503
武蔵村山市学園四丁目5番地の1
武蔵村山市民総合センター2階
TEL 042(590)1430
FAX 042(590)1436
Email mm-vol@yei.m-net.ne.jp
【開館時間】
火曜日～日曜日（月曜日・祝日は休館）
午前8時30分～午後5時15分
（会議室等の施設の利用時間は午前9時から午後10時まで）

ボラセンでは、こんな活動をしています

①啓発推進事業

- ◆「ボラセンだより すまいる」の発行（年6回）
- ◆「こもれば【ボランティア特集号】」の発行（年2回）
- ◆ホームページ等を活用した「ボラセン」のPR活動
- ◆車椅子、擬似体験セット等の福祉教育用機材の貸出し など

②養成研修事業

- ◆「ボランティア入門ガイダンス」の開催
- ◆「夏の体験ボランティア」事業の開催
- ◆「お父さんのための市民活動講座」の開催
- ◆「ボランティア講座」の開催
- ◆「親子ボランティア教室」の開催 など



お父さんのための市民活動講座「料理教室」

登録されているボランティアの主な活動内容(分野)



③ボランティアの登録・あっせんとコーディネート

- ◆ボランティア（個人・団体）の登録
- ◆ボランティア活動をしたい方とボランティアをお願いしたい方との調整 など



夏体験ボランティアのひとコマ

④活動基盤づくり

- ◆会議室、作業室、点字・録音室等の貸出し
- ◆ボランティア保険加入費の一部負担
- ◆印刷機・コピー機貸出し
- ◆福祉関係団体へのロッカー貸出し など

⑤組織化推進事業

- ◆ボランティアミーティングの開催 など



ボランティアミーティングの様子

⑥その他

- ◆インターンシップ制度の実施

実際のボランティアには、このほかに様々な活動分野があります。

ボラセンのホームページアドレス <http://www1.yei.m-net.ne.jp/mmsshakyo/borasen/borasen.html>

4-② 協働の仕組みをつくります

4-②-1 市民協働推進会議の活用	
施策方針	
<ul style="list-style-type: none"> ※武蔵村山市市民協働推進会議において、みどりのまちづくりを推進するための施策に関して検討します。 	
取り組みの内容	
【拡充する施策】 <ul style="list-style-type: none"> 市民協働推進会議において、市民協働によるみどりのまちづくりのための環境整備や施策の推進に関して、検討課題として取り上げるように働きかけます。 	

4-②-2 協働の推進体制づくり	
施策方針	
<ul style="list-style-type: none"> 市民協働推進マニュアルに基づき、みどりのまちづくりを推進するための体制づくりを全庁的に進めます。 	
取り組みの内容	
【新たな施策】 <ul style="list-style-type: none"> 市民活動団体の相互間における情報交換や交流、協働意識の醸成などを目的とした自主的な横断的連絡組織の設立・運営のための支援を行います。 定期的に協働事業に関する調査を実施します。 協働に対する行政の理解促進を図るため、職員向けの意識啓発事業の実施に努めます。 	
<p>The diagram illustrates the collaborative system image. At the top is the City of Musashimurayama (武蔵村山市), which contains a 'Comprehensive Window/Project Implementation' (総合窓口・事業実施) unit and 'Project Implementation (Various Divisions)' (事業実施(各課)). Below this is the 'Activity Hubs' (活動拠点) section, featuring 'Volunteer Centers, etc.' (ボランティアセンターなど). The middle section is 'Citizen Activity Groups' (市民活動団体), which includes 'Volunteer Groups' (ボランティア団体) and 'NPO Groups' (NPO団体). At the bottom are 'Citizens' (市民) and 'Businesses, etc.' (企業等). Arrows indicate 'Collaboration' (協働) and 'Information Provision/Release' (情報の提供・公開) between the City and the Activity Hubs, and between the Activity Hubs and the Citizen Activity Groups. The City also has a 'Collaboration' (協働) arrow pointing to the Citizen Activity Groups. The diagram is captioned as '「協働」の推進体制イメージ (武蔵村山市市民協働推進マニュアルより)'.</p>	

基本方針5：みどりのまちづくり推進のための人づくりをします

5-① 人づくりの基盤をつくります

5-①-1 みどりに親しむ教育と普及・啓発

施策方針

- みどりに関する情報や知識の普及・啓発を積極的に行います。

取り組みの内容

【継続する施策】

- 市の各種施設を利用して、みどりに関する写真展や緑化啓発のパネル展示を積極的に行います。
- 「※土曜日チャレンジ学校」と連携して、市内の自然や環境についての様々な体験活動や観察を行います。



水田学習

【拡充する施策】

- 狭山丘陵や公園を活用して、生き物観察会や講習会を開催します。
- 子どもたちが、積極的に生き物の生態などを学び、また、学ぶ意欲が反映できる「生き物博士」制度を検討します。
- ボランティア参加希望者を対象とした、ボランティアに必要な知識や技術を学べる「みどりのボランティア講座」を開催します。
- 植物、生き物等のみどりに関する様々な知識を、継続して学べる「みどりの学習講座」を開催します。
- 学校と協力して、学習園の活用、生き物観察、里山体験など、みどりに関する体験、学習の内容の拡充を図ります。
- 自然の大切さやみどりの必要性の意識を高めるために、小学生向けのみどりの副読本の発行を検討します。
- 緑化支援策、緑化手法、イベント開催情報等のみどりに関する情報を発信するコミュニティサイトの開設を検討します。



5-①-2 緑化イベントの継続的開催

施策方針

- みどりに関するイベントについて、継続的な開催と内容の充実を図ります。

取り組みの内容

【拡充する施策】

- イベント内容は、継続したテーマやシリーズ性を持たせて、連続した参加を促します。
- 苗木や花の苗の無料配布を検討します。

【新たな施策】

- イベントへの参加回数に応じて、花や苗木と交換できるポイント制など、参加を促進させる方法を検討します。
- 緑化や美化推進などに貢献したグループや個人への顕彰制度を検討します。
- 市民による生き物調査について調査の実施方法などの検討を行います。



環境学習会（昆虫の捕まえ方）

5-①-3 グリーンヘルパー制度の創設

施策方針

- みどりのまちづくりを推進する地域活動のリーダー（グリーンヘルパー）の養成を目指します。

取り組みの内容

【新たな施策】

- みどりのボランティア講座の受講者を対象とした、継続的な養成講座の開催を検討します。
 - 受講者がボランティアなどの活動にいかすことができる実践的な構成となるように、講座の内容を検討します。
 - 養成講座は単位制を取り入れるなど、段階的なみどりのボランティア講座の開催を検討します。
- 参加者の理解度、やる気に応じて、レベルアップできる講座について検討します。

5-② 新たな担い手づくりを進めます

5-②-1 学校との連携	
施策方針	
<ul style="list-style-type: none">• 将来の緑化推進リーダーとなる子どもたちが、みどりとふれあい興味をいただく方法について、学校と連携して検討します。	
取り組みの内容	
<p>【新たな施策】</p> <ul style="list-style-type: none">• 学校と協力して、河川清掃、公園清掃などを定期的に行うことができる方法を検討します。• 地域のボランティア活動団体の一つとして、子どもを対象としたボランティア団体の設立について検討します。• 緑化関連イベント、講習会等において、高校や大学との連携について検討し、実施を目指します。	<p>小学生がデザインした遊びの森の遊具の写真を入れる予定です。</p>

5-②-2 事業所との連携	
施策方針	
<ul style="list-style-type: none">• 事業所などの環境配慮や社会的責任意識の高まりを反映して、緑地の保全・創出に積極的な事業所との連携に努めます。	
取り組みの内容	
<p>【新たな施策】</p> <ul style="list-style-type: none">• 緑化イベントへの積極的な参加を図ります。• 事業者によるみどりの基金への募金制度を検討します。• 緑化修景することが事業者のイメージアップを果たすため、一定の緑化基準を満たした事業者に対する認定制度や表彰制度について検討します。	

5-③-3 自治会・商店会等各種団体との連携	
施策方針	
<ul style="list-style-type: none">• 民有地の緑化は、地域との連携が不可欠のため、自治会や商店会の組織力、地域コミュニティの広がりをいかします。	
取り組みの内容	
<p>【拡充する施策】</p> <ul style="list-style-type: none">• 自治会や商店会によるプランター整備を支援します。• 自治会や商店会と連携してみどりのイベントの実施を推進します。 <p>【新たな施策】</p> <ul style="list-style-type: none">• 自治会や商店会の自主的な緑化活動に対して支援します。	

第 8 章 緑化重点地区

第8章 緑化重点地区



8-1 緑化重点地区について（案）

「緑化重点地区」とは重点的に緑化を図るべき区域として定めるものです。

緑化重点地区として整備していく要件は、現況の課題や今後の施策や計画実施を踏まえて、みどりのある景観としての維持保全が必要な地域、市のシンボルとして質の高いみどりが必要な地域、みどりが少ない地域などがあげられます。

表 緑化重点地区の要件と該当地域

該当要件	該当候補地域（重複地域あり）
丘陵地の大きな緑地に接し、その緑地と一体的、連続的にみどり豊かな地区環境を形成すべき地域	狭山丘陵の周辺地域 海道緑地保全地域の周辺地域
区画整理事業などの面的整備事業や、大規模開発事業の展開に合わせて緑化を図っていく地域	都市核区画整理事業地区 日産工場跡地、及びその周辺地域
地区計画、緑化協定などの制度をいかし、みどり豊かなまちづくりを進める地域、	地区計画が決まっている地域
建て替え予定がある大規模な団地	都営村山団地、むさしの第一住宅
みどりの少ない地域	伊奈平地区を中心とした工業地域 大南地区
みどりの拠点や水とみどりの軸を形成するため、公園緑地の整備や公共施設・民有地の緑化、及びそれらのネットワーク化を図るべき地域	市域全域

※旧計画では緑化重点地区の指定は行わずに、今後の見直しの際に指定することとしていました。今回の改訂では市全域で緑化を推進していくことから、上記候補地の指定を考えており、最も広い範囲では市全域を緑化重点地区として定めることとなります。

第9章 計画の推進

第9章 計画の推進



計画の推進で重要なことは、市民、市民活動団体、事業者、都、国に対して積極的な参加と協力に基づく連携体制をつくることです。また、それぞれの役割分担を認識し、みどりのまちづくりの実現に向けて行動する必要があります。

9-1 推進体制

(1) 連携の体制

① 地域との連携

市民の中にみどりの重要性やみどりの持つ環境的価値を広めていくことが、計画を推進していくうえでの基盤となります。そして市民や事業者の参加と連携による活動として発展することが重要となります。

今後、市民・市民活動団体・事業者などを含めた、地域との協力・連携を強め、自発的な緑化活動や維持管理活動、情報交換をしながら知恵を出し合い、協働により推進していきます。

② 庁内関連部署の相互連携

本計画で示されているみどりの施策に関わる部署は多く、施策の確実な実行には全庁的な取組みが必要です。

具体的な施策の展開にあたっては、庁内関連部署相互との十分な連携と相互支援を図りながら取組みます。

③ 広域における連携

狭山丘陵やネットワーク（河川、道路、散策路、自転車道等）に関する施策は、周辺自治体、都、国などの協力、連携が必要です。

広域的な連携をとることにより、連続性のある良好な緑地景観の保全、緑地の活用による生活環境の向上、広域的な生態系の保全など、みどりに対する相乗効果を高めることが期待できます。そのため、周辺住民、周辺自治体、都、国との密接な連携によってみどりのまちづくりを推進していきます。

(2) 役割分担と行動計画

① 市民、地域の役割

- 生活のなかで身近なみどりである生垣、庭、玄関、ベランダのみどりなどを増やし、育てます。
- 公園、広場、学校のみどりの維持管理や河川清掃など地域の環境美化の推進に参加します。
- 緑化運動やイベントなどに積極的に参加し、みどりの意識の向上に努めます。
- グリーンヘルパーの講習会に参加し、みどりのボランティア活動を行います。
- 計画、構想段階からのワークショップなどに参加し、自分たちのみどりのまちづくりという意識をもちます。
- 緑地の保全に協力し、地域の環境を向上するためのみどりの維持活動に参加します。
- 大木や樹林地などの所有者は、維持保全に努めます。地域住民も地域の財産であることを認識し、維持管理に協力します。
- 営農者は農地を保全し、継続的な営農が困難な場合は市に借り上げなどの相談をします。
- 建物の建築、増改築などにおいては、できるだけ既存のみどりを残し、積極的に緑化するよう努めます。
- みどりの基金に協力します。

② 事業者の役割

- 地域社会の一員として緑化活動に努めます。
- 事務所、店舗、駐車場などの緑化の推進と維持管理により、みどりの質・量を高めめます。
- 敷地の広い事業所などでは、みどりを増やすことがみどり豊かなまちづくりに貢献できることを意識します。
- 地域の緑化イベントなどに積極的に参加・協力します。
- みどりの基金に協力します。

③ 行政の役割

- 公園、緑地の整備を進めるとともに、事業、管理主体が都や国などの施設については整備推進の要請を行います。
- 市民、市民活動団体、事業者に対して、緑化活動を推進するための支援を行います。
- みどりを大切にし、愛する心を養う環境づくりに努めます。
- みどりのまちづくりを全庁的に推進するため、関連部署や関連団体などと協力、連携します。
- みどりの役割や効果について啓発し、市民と協働で緑化、維持管理が行えるような仕組みをつくります。

- みどりに関する情報を発信するなどの普及、啓発に努めます。
- 市民からの意見、提案に柔軟に対応し、みどりのまちづくり活動を支援します。
- 各施策を着実に実施していくための財源の確保に努めます。

④ 行動計画

施策を着実に推進するためには、それぞれの役割を認識し、分担して行動していく必要があります。そのため、各施策の重要性、緊急性、影響、波及効果等を踏まえて以下のように区分し、実施していくものとします。行動区分 A,B,C は表 緑化推進体系の役割分担と行動区分に対応しています。

表 8 行動計画区分

行動区分	区 分 内 容
A	市の緑化担当部署が主導的な立場で行える施策であり、実現性が高く、他への波及効果が高い施策。 また、現在その計画や実施を行っている施策。
B	施策の重要度は高いが、市の緑化担当部署のみでは対応が困難で、他の関連部署、国、都、及び市民・市民活動団体・事業者と連携して実施する施策。 実現のためには他の上位、関連施策の進捗や実施に影響される施策。
C	市の条例制度化、援助、指導等によって推進される施策。 対象は市民、市民活動団体、事業者が中心となって行う施策。

表 9 緑化推進体系の役割分担と行動区分

基本方針・施策項目	施策内容	役割分担				行動区分
		市民・事業所	市	都	国	
基本方針1：郷土のみどりを大切にします						
1-① 拠点となるみどりを大切にします	1-①-1 狭山丘陵の保全		○	○	○	B
	1-①-2 海道緑地保全地域の保全		○	○		B
	1-①-3 多摩開墾の保全	○	○			B
1-② 身近なみどりを大切にします	1-②-1 樹林地・大樹の保全	○	○			A
	1-②-2 農地の保全	○	○			B
基本方針2：水とみどりのネットワークを充実します						
2-① 道路の緑化を進めます	2-①-1 街路樹・緑地帯整備の推進		○	○		B
	2-①-2 都道の緑化要請		○	○		B
	2-①-3 市民協働による生活道路の緑化	○	○			C
	2-①-4 自転車道の緑化の充実		○	○		B
	2-①-5 みどりの散策路の整備		○	○		B
2-② 水辺空間を充実します	2-②-1 河川の緑化の推進		○	○		B
	2-②-2 生態系に配慮した整備		○	○		B
	2-②-3 河川の水質、水量と環境の改善		○	○		B
2-③ エコロジカルネットワークを充実します	2-③-1 生態系の連続性を配慮した緑化整備		○	○		B
基本方針3：まちなかのみどりを充実します						
3-① 公園の整備を進めます	3-①-1 都市計画決定された公園の整備		○	○		B
	3-①-2 条例等による公園の整備の推進		○	○		A
	3-①-3 新たな公園の整備の推進		○	○		A
	3-①-4 社会情勢に対応した再整備	○	○			A
	3-①-5 市民協働による公園維持管理への支援	○	○			A
	3-①-6 公園施設の長寿命化計画の策定		○			A
	3-①-7 みどりの基金の活用	○	○			A
3-② 公共施設の緑化を進めます	3-②-1 学校の緑化の推進		○	○		B
	3-②-2 公共施設の緑化の推進		○	○	○	B
	3-②-3 公営住宅の緑化の推進		○	○		B
3-③ 民有地の緑化を進めます	3-③-1 民有地の緑化指導の充実	○	○	○		C
	3-③-2 土地利用に合わせた緑化推進	○	○			C
	3-③-3 各種制度の充実と活用	○	○	○	○	B
基本方針4：協働によるみどりのまちづくりを進めます						
4-① 協働によるみどりのまちづくりの環境整備を行います	4-①-1 市民協働への理解	○	○			B
	4-①-2 みどりのボランティアの推進	○	○			A
4-② 協働の仕組みをつくります	4-②-1 市民協働推進会議の活用	○	○			B
	4-②-2 協働の推進体制づくり	○	○			B
基本方針5：みどりのまちづくりを推進する人づくりをします						
5-① 人づくりの基盤をつくります	5-①-1 みどりに親しむ教育と普及・啓発	○	○			A
	5-①-2 緑化イベントの継続的開催	○	○			A
	5-①-1 グリーンヘルパー制度の実施	○	○			A
5-② 新たな担い手づくりを進めます	5-②-1 学校との連携	○	○	○		B
	5-②-2 事業所との連携	○	○			C
	5-②-3 自治会・商店会等各種団体との連携	○	○			C

注) 役割分担の市民・事業者の中には市民活動団体もむくまれます。

9-2 進捗管理

みどりのまちづくりの計画的な推進のため、年度毎に実施する計画量を定めた実施計画書を作成するなど、計画的に実行することが重要です。そのため、実施計画に基づき施策を実行し、施策の実施状況を把握・確認するため、定期的に緑化事業実績を緑化審議会に報告します。緑化審議会ではそれらを点検、評価し、計画に定めた施策の実施状況を確認します。その結果については市民に公表し、情報の共有化を図っていきます。また必要に応じて実施計画の見直しを行います。

5年後の中間年次では、社会経済状況の変化、市民の価値観の変化、施策の進捗状況などに適切に対応していくために、計画体系や進行管理の在り方など、基本計画の見直しを行うこととします。

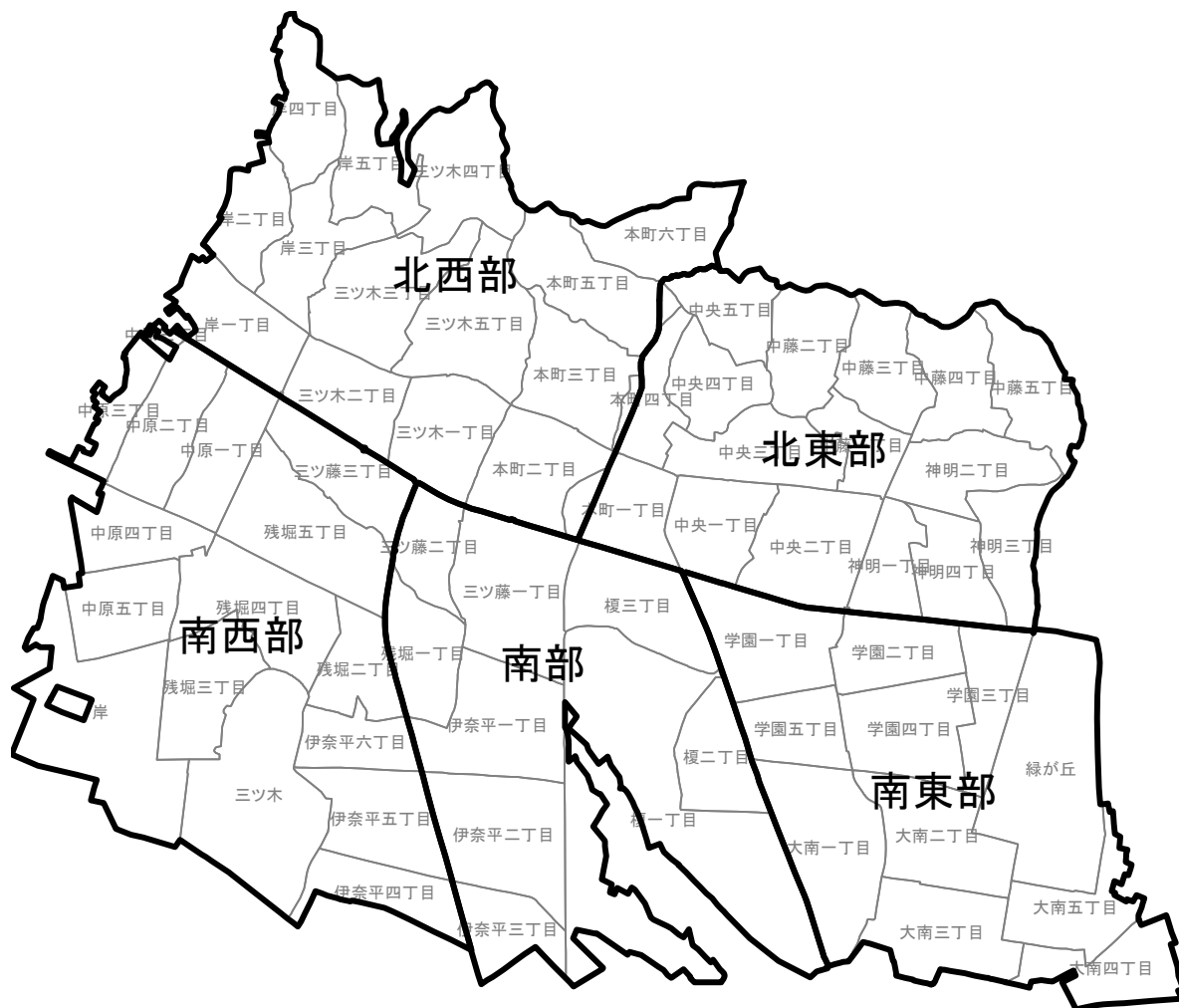
年間推進計画

計画策定	年間実施計画を立て予算を確定し、実施する緑化施策を確定します。
実行推進	年間実施計画に基づき緑化施策を実行し、実績報告をまとめます。
点検・評価	緑化審議会などを通じて実施内容の点検、評価を行います。
見直し・反映	翌年度の緑化施策や予算への反映方針を検討します。

計画全体の見直し（5年後中間年次に実施）

計画改定	当初計画に示された将来像、目標、施策等の進捗状況を把握します。
実行推進	年間実行計画及び長期実施計画に基づき、中間時までの実績報告をまとめます。
点検・評価	緑化審議会などを通じて全体計画の点検、評価を行います。
見直し・反映	目標年度に向けて計画の見直しに反映させます。

第10章 地域別方針



第 10 章 地域別方針



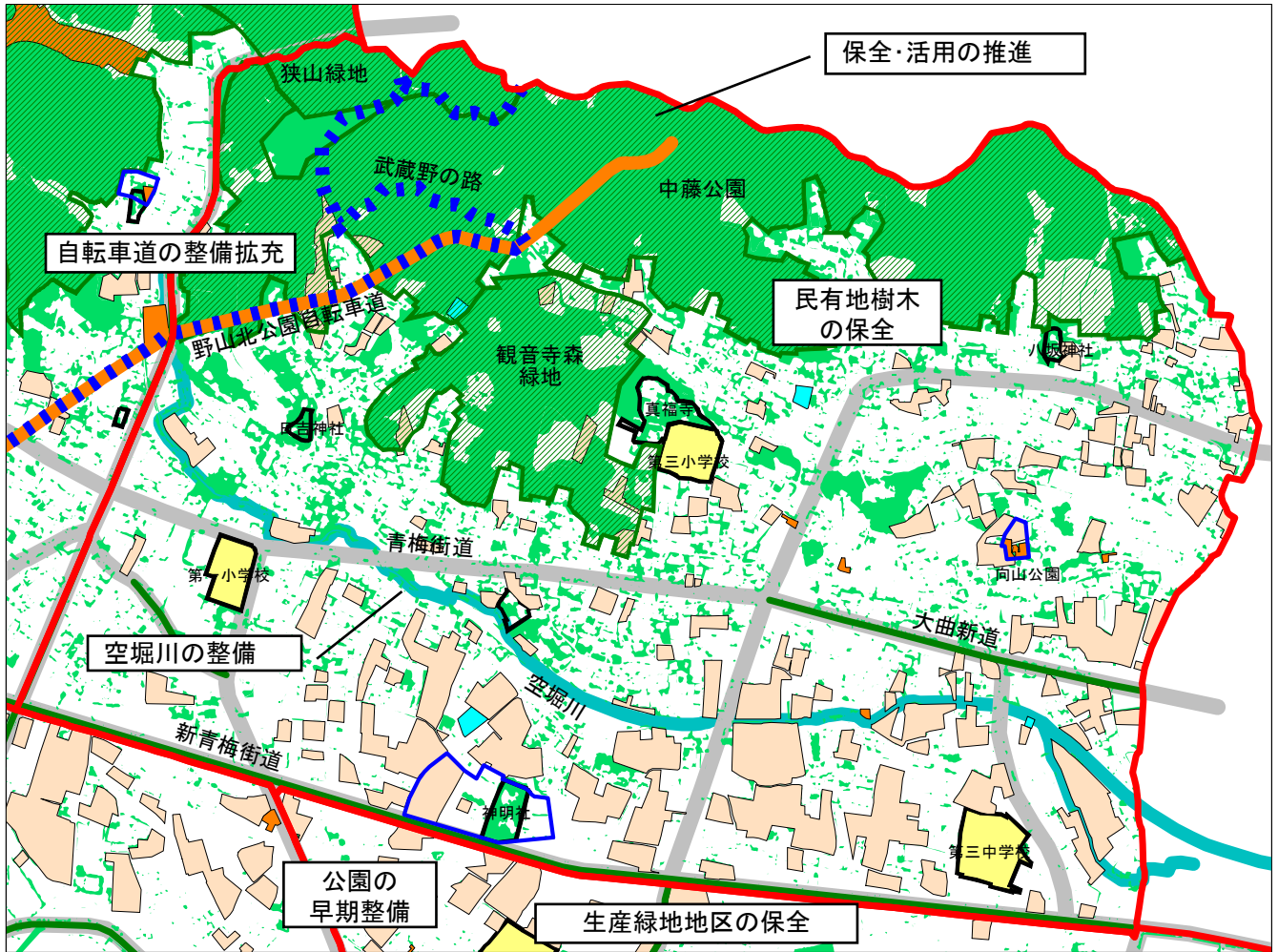
10-1 北東部地域

(1) 北東部地域の現状

項目	内 容
該当地区	神明 1~4 丁目、中藤 1~5 丁目、中央 1~5 丁目、本町 1,4 丁目
面積	約 290ha
概要	北側が狭山丘陵の樹林地で、所沢、東大和市につながった樹林帯を構成しており、豊かなみどりがあります。 山裾から青梅街道周辺には、みどりの多い昔からある市街地が形成されています。 空堀川の南側新青梅街道沿いに生産緑地地区が多く指定されていますが、宅地化が進んでいます。 西側は市役所などの公共施設があります。
土地利用	地域面積の約 30%は狭山丘陵の樹林地が占めます。 新青梅街道及び青梅街道沿いでは商業系の建物が見られ、他は住宅系の用途です。
緑被率等	緑被率は約 54%で北西部地域に次いで高くなっています。 緑被構成は樹林地が約 35%、農地が約 18%です。 山裾から空堀川付近までの古くからの市街地は樹木や生け垣が多く緑視率も高くなっています。
公園・緑地	街区公園は未整備です。近隣公園として向山公園がありますが、供用率は約 15%です。 地域中央部に位置する観音寺森緑地は東京都において用地の取得が行われています。 狭山丘陵の大部分は中藤公園、狭山緑地、首都圏近郊保全区域、都立自然公園として指定されています。
河川	旧市街地と新市街地を区分するような形で空堀川が流れています。東大和市との境に調整地が整備されていますが、都市計画河川としての整備はされていません。
道路緑化	新青梅街道や大曲新道は街路樹の整備がされていますが、青梅街道は整備されていません。
その他	野山北公園自転車道や武蔵野の路、歴史散策コース（東コース）等が整備されています。

(2) 北東部地域の方針

方 針	内 容
丘陵地のみどりの保全	狭山丘陵のみどりは東京都等の関連機関と連携し、保全、活用を推進します。
公園の整備推進	新たな公園整備については、分布状況、誘致圏を考慮して計画的に配置整備していきます。 都市計画決定している公園については早期整備に努めます。 都立公園については早期整備、事業化を要請します。
水辺空間の緑化推進	親水緑地広場や歩行者・自転車道の整備を図り、沿道を中心に積極的に緑化を推進し、緑あふれる市街地の空間形成について、東京都に要請していきます。
自転車道、散策路の整備拡充	野山北公園自転車道や武蔵野の路の整備拡充は都へ要請します。 歴史散策コースや市内の散策道の整備拡充について推進します。
樹木・生垣の保全	良好な生垣や樹木を可能な限り保全します。
農地の保全	市街地に残る農地（生産緑地地区）の保全に努めます。



保全・活用の推進

自転車道の整備拡充

民有地樹木の保全


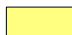








空堀川の整備

公園の早期整備

生産緑地地区の保全



凡 例

- | | | | |
|---|-----------|---|--------|
|  | 樹木・樹林 |  | 小中学校 |
|  | 都立公園 |  | 生産緑地地区 |
|  | 市立公園 |  | 社寺境内地 |
|  | 都市計画公園区域 |  | 運動場・広場 |
|  | 野山北公園自転車道 |  | 運動場・広場 |



北東部地域方針図

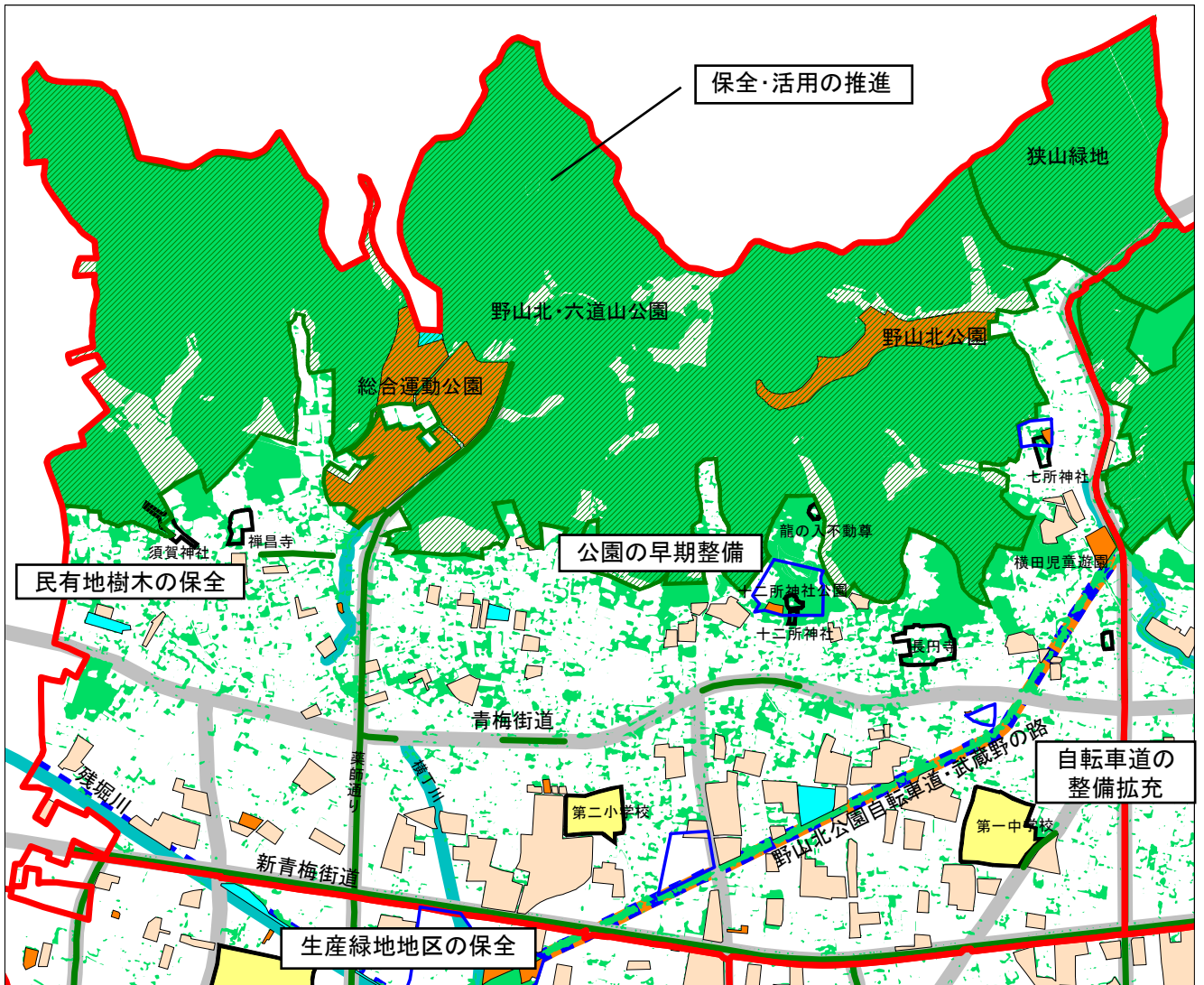
10-2 北西部地域

(1) 北西部地域の現状


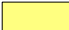








項目	内 容
該当地区	三ツ木 2,3,5,6 丁目、三ツ木 1~5 丁目、岸 1~5 丁目
面積	約 300ha
概要	北側が狭山丘陵の樹林地で、瑞穂町につながった樹林帯を構成しており、豊かなみどりがあります。 山裾から青梅街道周辺にはみどりの多い昔からある市街地が形成されています。 南側に生産緑地地区が多く指定されていますが、宅地化が進んでいます。
土地利用	地域面積の約 40%は狭山丘陵の樹林地が占めます。 新青梅街道及び青梅街道沿いでは商業系の建物が見られ、他は住宅系の用途です。
緑被率等	緑被率は約 65%で最も高くなっています。緑被構成は樹林地が約 53%、農地が約 10%です。 山裾から青梅街道までの旧市街地は樹木や生け垣が多く、緑視率も高くなっています。
公園・緑地	街区公園は野山公園があります。近隣公園として十二所神社公園があります。供用率は街区公園で約 13%、近隣公園で約 4%です。 狭山丘陵の大部分は野山北・六道山公園、狭山緑地、首都圏近郊緑地保全区域、都立狭山自然公園に指定されています。野山北・六道山公園内に市管理の総合運動公園、野山北公園があります。
河川	久保の川、横丁川がありますが、水量は少ない状況です。 瑞穂町を源流とする残堀川が地域の南部を流れています。
道路緑化	新青梅街道や薬師通りは街路樹の整備がされていますが、青梅街道や所沢武蔵村山立川線は一部のみの整備です。
その他	野山北公園自転車道や武蔵野の路、歴史散策コース（西コース）等が整備されています。

(2) 北西部地域の方針

方 針	内 容
丘陵地のみどりの保全	狭山丘陵のみどりは東京都等の関連機関と連携し、保全・活用を推進します。
公園の整備推進	新たな公園整備については、分布状況、誘致圏を考慮して計画的に配置整備していきます。 都市計画決定している公園については早期整備に努めます。 都立公園については早期整備、事業化を要請します。
水辺空間の緑化推進	生態系に配慮した水と緑のネットワークを充実するためには、市内の小河川についても環境改善を図っていきます。
自転車道、散策路の整備拡充	野山北公園自転車道や武蔵野の路の整備拡充については都へ要請していきます。 歴史散策コースや市内の散策道の整備拡充について推進します。
樹木・生垣の保全	良好な生垣や樹木を可能な限り保全します。
農地の保全	市街地に残る農地の保全に努めます。



凡 例

- | | | | |
|---|-----------|---|--------|
|  | 樹木・樹林 |  | 小中学校 |
|  | 都立公園 |  | 生産緑地地区 |
|  | 市立公園 |  | 社寺境内地 |
|  | 都市計画公園区域 |  | 運動場・広場 |
|  | 野山北公園自転車道 |  | 運動場・広場 |

0 100 200 400 600 800 1000m



北西部地域方針図

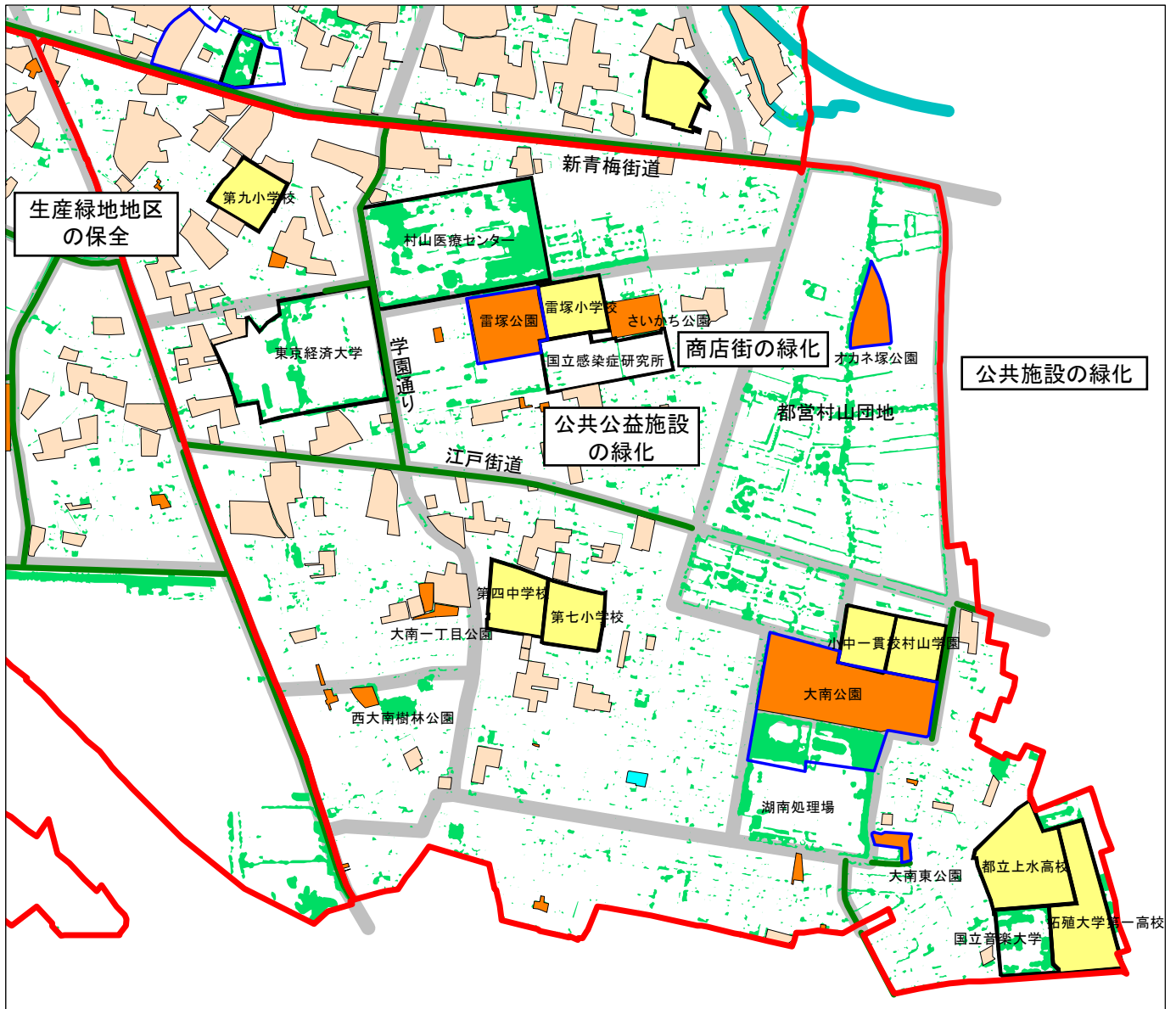
10-3 南東部地域

(1) 南東部地域の現状


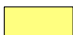

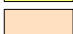



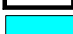
項目	内 容
該当地区	大南 1～5 丁目、学園 1～5 丁目、緑が丘
面積	約 290ha
概要	市内で最も市街化が進んでいる地域です。 地域の東側は都営村山団地（現在建て替え中）などの中層建物が多く、南側は住宅地の中に農地が点在し、北側では、市民総合センター、医療・教育機関など公的な施設が立地しています。 都営村山団地やむさしの第一住宅は建て替えの予定があります。
土地利用	都営村山団地周辺や幹線道路沿いには商業系の建物が見られる他、住宅系、教育系、医療系建物、農地など多様な用途があります。
緑被率等	緑被率は約 26%で最も少ない地域です。 緑被構成は樹林地が約 11%、草地在が 6%、農地が約 10%で、農地と樹林地がほぼ同じ緑被率になっています。
公園・緑地	街区公園はオカネ塚公園、大南東公園があり、近隣公園は雷塚公園がありますが、公園箇所数、面積は充足していません。 総合公園は大南公園があります。 街区、近隣公園は 100%の供用率です。
道路緑化	新青梅街道、学園通り（一部）、江戸街道は街路樹の整備がされています。
その他	保存樹林であった樹林地を西大南樹林公園として開園しています。 湖南処理場が大南公園に近接してあります。

(2) 南東部地域の方針

方 針	内 容
農地の保全	市街地に残る農地（生産緑地地区）について出来る限り保全に努めます。
公園の整備推進	新たな公園整備については、分布状況、誘致圏を考慮して計画的に配置整備していきます。
私有地の緑化推進	住宅地の接道部の生垣化、オープンガーデンや商店街のプランター植栽など、まちの状況にあった緑化を進めます。 土地利用の転換や開発許可等を捉えて、宅地内の緑化指導を推進していきます。
公共施設の緑化推進	村山医療センターなどの施設については、現況の豊かな自然環境の維持保全を要請します。
樹木・生垣の保全	良好な生垣や樹木を可能な限り保全します。



凡 例

- | | | | |
|---|----------|---|--------|
|  | 樹木・樹林 |  | 小中学校 |
|  | 都立公園 |  | 生産緑地地区 |
|  | 市立公園 |  | 社寺境内地 |
|  | 都市計画公園区域 |  | 運動場・広場 |



南東部地域方針図

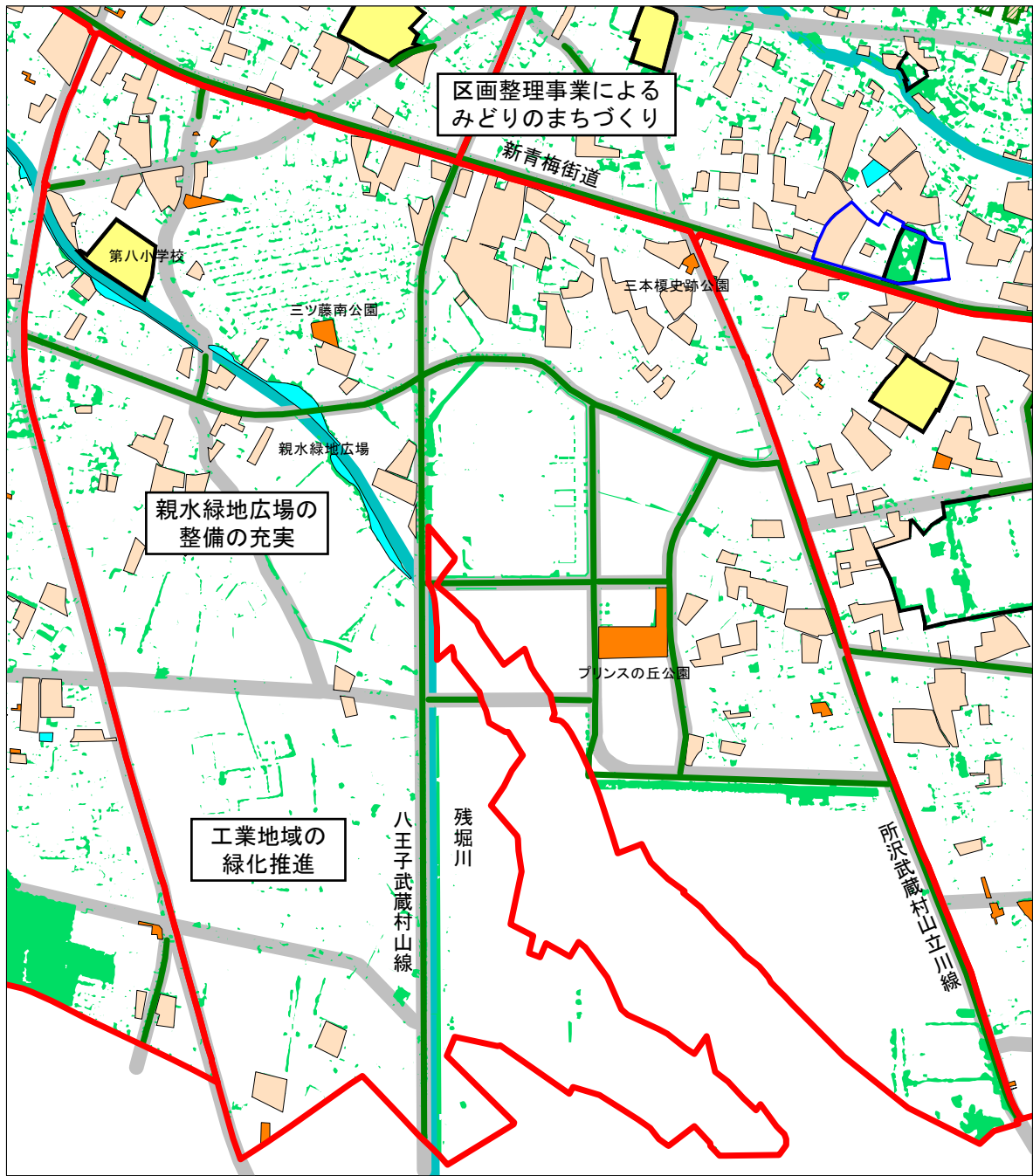
10-4 南部地域

(1) 南部地域の現状


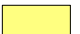






項目	内 容
該当地区	榎 1～3 丁目、伊奈平 1～3 丁目、残堀 1 丁目、三ツ藤 1,2 丁目
面積	約 285ha
概要	地域の北側、東側は都市核地区土地区画整理事業区域内の整備などによって新しいまちづくりが行われています。 西側の残堀川より南側は工業地になっています。 残堀川の北側は住宅地と農地が混在していますが、宅地化が進んでいます。
土地利用	区画整理事業区域の以外は、地域の北西部に住宅地があるものの、新青梅街道沿いでは商業系の建物が見られ、大部分は工業系の用途で占められています。
緑被率等	緑被率は約 28%で南東部地域と並んで低い地域です。 緑被構成は樹林地が約 5%、農地が約 9%で、区画整理事業地に草地で部分が多く草地が 14%となっています。 新しいまちづくりによって緑被率を高める必要があります。
公園・緑地	都市計画決定していないその他の公園として三本榎史跡公園、三ツ藤南公園、プリンスの丘公園があります。
河川	地域の北西側から南側にかけて残堀川が流れています。都市計画河川としての整備が完了し、親水緑地広場、自転車道が整備されています。
道路緑化	八王子武蔵村山線、所沢武蔵村山立川線一部、江戸街道は街路樹の整備がされています。

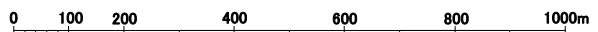
(2) 南部地域の方針

方 針	内 容
区画整理事業地内の緑化推進	地区計画などの制度を利用したみどり豊かなまちづくりを推進します。
公園の整備推進	新たな公園整備については、分布状況、誘致圏を考慮して計画的に配置整備していきます。
工業地域の緑化推進	工業地域については、無機質で単調になりやすい景観の修景、環境改善、事業所のイメージアップを図るような工場敷地内の緑化を推進します。
農地の保全	市街地に残る農地（生産緑地地区）について出来る限り保全に努めます。
水辺空間の緑化推進	残堀川の整備は完了しましたが、整備の充実やみどりあふれる市街地の空間形成について、引き続き東京都に要請します。



凡 例

- | | | | |
|---|----------|---|--------|
|  | 樹木・樹林 |  | 小中学校 |
|  | 都立公園 |  | 生産緑地地区 |
|  | 市立公園 |  | 社寺境内地 |
|  | 都市計画公園区域 |  | 運動場・広場 |



南部地域方針図

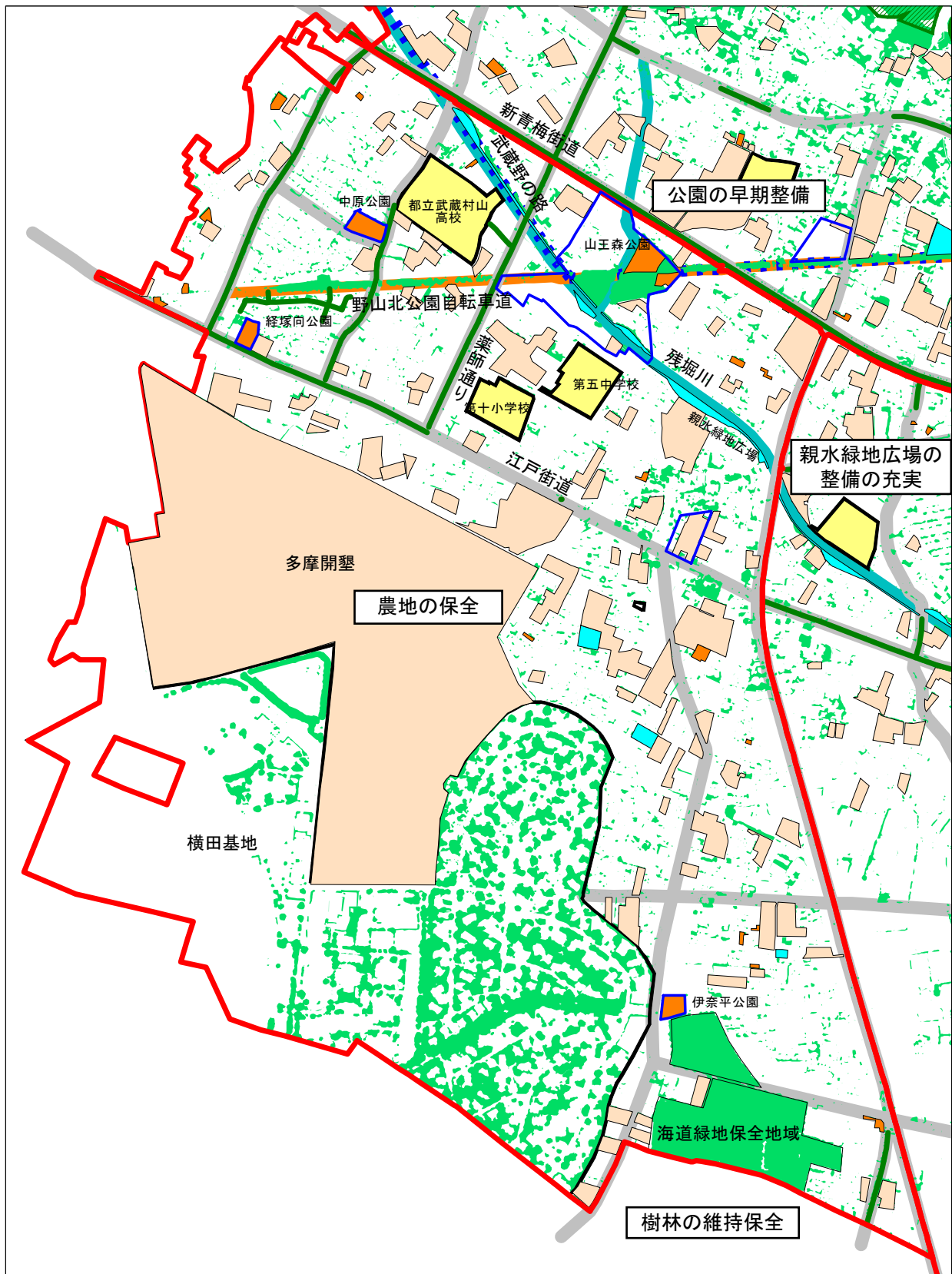
10-5 南西部地域

(1) 南西部地域の現状











項目	内 容
該当地区	伊奈平 4～6 丁目、残堀 2～5 丁目、三ツ藤 3 丁目、中原 1～5 丁目、大字三ツ木 大字岸
面積	約 360ha
概要	地域の南西部の市街地調整区域の農地（多摩開墾）、横田基地を除けば全体的に市街化が進行しています。
土地利用	多摩開墾、横田基地など市街化調整区域が約 50%以上を占めているほかは、市街化区域では住宅地が主で農地（生産緑地地区）が点在しています。
緑被率等	緑被率は約 48%で狭山丘陵沿いの北西部、北東部に次いで高い地域です。 緑被構成は樹林地が約 14%、草草が 8%、農地が約 26%です。 農地によって緑被率が高くなっています。
公園・緑地	街区公園は経塚向公園、中原公園、伊奈平公園があり、供用率は 100%です。 近隣公園は未整備です。 総合公園として山王森公園がありますが供用率は約 8%です。 武蔵野の面影を残す海道緑地保全地域が南部にあります。
河川	地域の北西部から南東部にかけて残堀川が流れています。 残堀川の整備は完了し、親水緑地広場、自転車道が整備されています。
道路緑化	新青梅街道、薬師通り、江戸街道の一部、グリータウン武蔵村山周辺道路の一部が街路樹の整備がされている。

(2) 南西部地域の方針

方 針	内 容
海道緑地保全地域の保全	都条例に基づき良好な武蔵野の風景を残す平地林として、東京都などと連携して保全します。
農地の保全	市街化調整区域内の農地及び生産緑地地区については農地の持つ多様な機能をいかした保全に努めます。
公園の整備推進	新たな公園整備については、分布状況、誘致圏を考慮して計画的に配置整備します。
民有地の緑化推進	住宅地の接道部の生垣化、オープンガーデンなど住宅地の状況にあった緑化を指導します。 土地利用の転換や開発許可等を捉えて、宅地内の緑化指導を推進します。
樹木・生垣の保全	良好な生垣や樹木を可能な限り保全します。
水辺空間の緑化推進	残堀川の整備は終了しましたが、整備の充実やみどりあふれる市街地の空間形成について、引き続き東京都に要請します。



凡 例

- | | | | |
|---|-----------|---|--------|
|  | 樹木・樹林 |  | 小中学校 |
|  | 都立公園 |  | 生産緑地地区 |
|  | 市立公園 |  | 社寺境内地 |
|  | 都市計画公園区域 |  | 運動場・広場 |
|  | 野山北公園自転車道 |  | 運動場・広場 |

南西部地域方針図

資料編



資料 1 武蔵村山市の概要

(1) 位置と地勢

本市は、新宿副都心から約 30km 西側にあり、東京都のほぼ中央北部に位置し、立川市、東大和市、福生市、瑞穂町及び埼玉県所沢市に接しています。

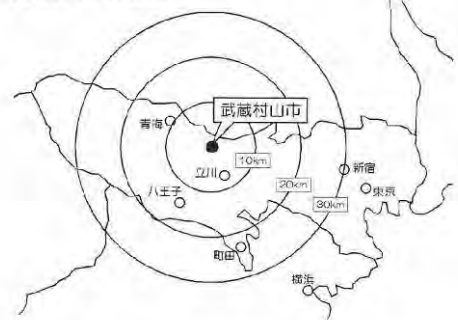
道路は、東西に新宿と連絡する新青梅街道（主要地方道 5 号線・新宿青梅線）、及び南北に八王子と連絡する八王子村山線（主要地方道 59 号線）、立川と連絡する所沢武蔵村山立川線（主要地方道 55 号線）などによる道路網が形成されています。

市北部を東西に連なる狭山丘陵は埼玉県と接し、※首都圏近郊緑地保全法に基づく狭山近郊緑地保全区域や、自然公園法及び都条例により都立狭山自然公園が指定されています。さらに、都市緑地として狭山緑地（未供用）、観音寺森緑地（未供用）、都市計画公園の広域公園として野山北・六道山公園、中藤公園（未供用）が指定され、重要なみどりとして保全されています。

狭山丘陵のふもとから南には平坦な武蔵野台地が広がり、宅地や畑（茶、野菜、果樹園など）がその多くを占めています。

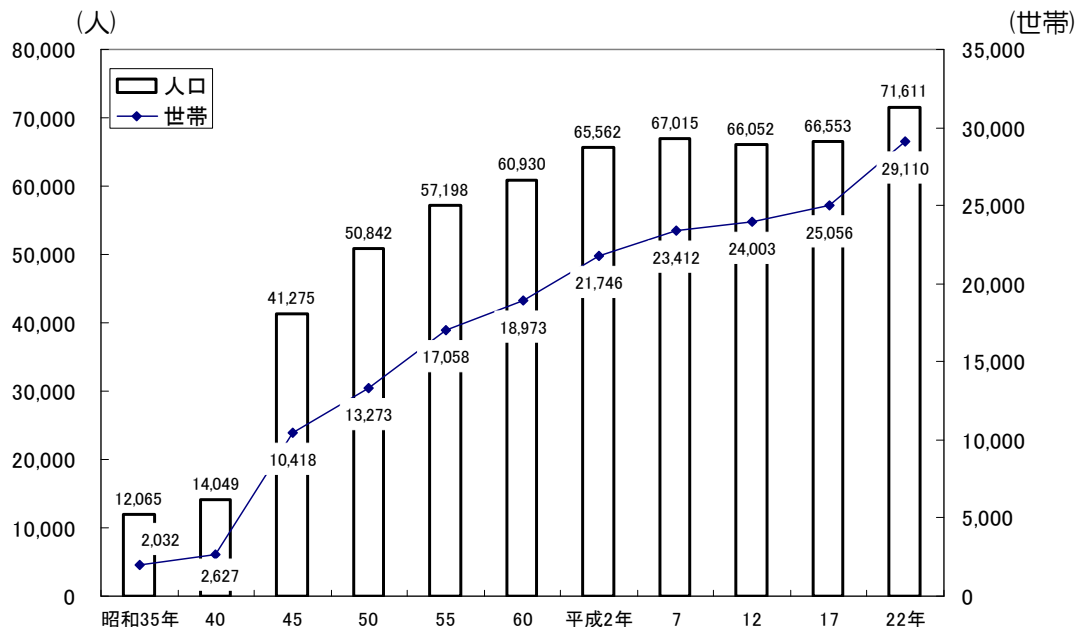
本市の流域は多摩川水系と荒川水系の境にあたります。主要河川として一級河川の残堀川と空堀川があり、瑞穂町を源とする残堀川は、昭島市、立川市を経て立日橋下流で多摩川に合流しています。一方、本市を源とする空堀川は東流し、東村山市内で北東に向きを変えて新河岸川に注ぎ、さらには荒川に流れ込みます。

武蔵村山市の位置



(2) 人口

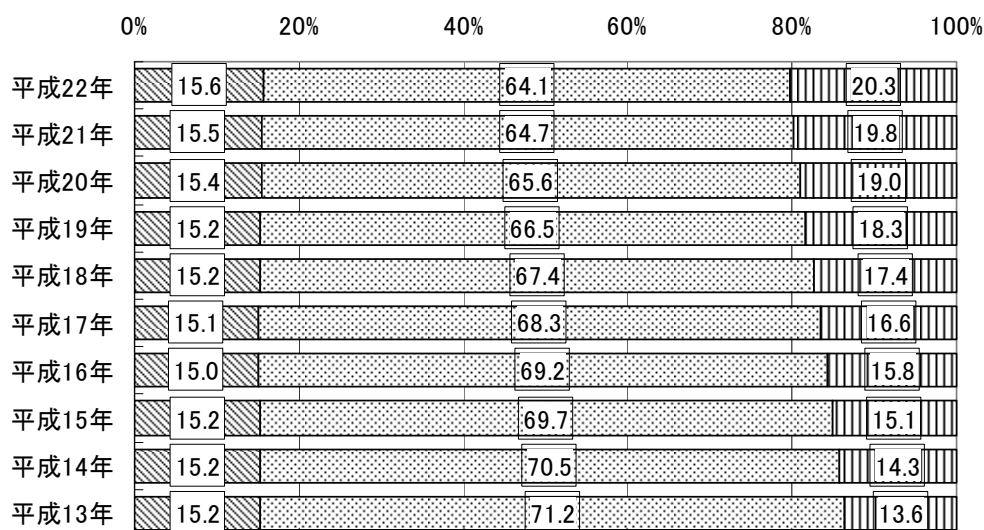
人口は昭和 40～45 年にかけて都営村山団地の建設等により急増し、平成 7 年ごろまでは大きく増加してきました。その後人口の伸びは次第に緩やかになり、人口と世帯数は平成 24 年 10 月 1 日現在 72,025 人、29,659 世帯（外国人を含む住民基本台帳の数値）となっています。



(※)平成 22 年は平成 22 年 10 月 1 日現在の住民基本台帳+外国人登録の数値

図 人口・世帯数の推移(各年 10 月 1 日現在:国勢調査)

年齢 3 区分の推移を見ると、14 歳以下の年少人口の割合は平成 16 年に 15.0%まで低下しましたが、それ以降は若干の増加を示しています。一方 65 歳以上の高齢者人口の割合は平成 22 年に 20.2%に達しており、今後もさらに高齢化が進行すると予想されています。



▨ 年少人口(0～14歳) ▨ 生産年齢人口(15～64歳) ▨ 高齢者人口(65歳以上)

図 年齢 3 区分別人口構成比の推移(各年 10 月 1 日現在:国勢調査)

(3) 動植物

本市の北部に位置する狭山丘陵は、みどりや湧水に恵まれ、豊かな生態系を育んでいます。

コナラなどの落葉樹を中心とした雑木林、神社の周りに残る常緑樹林、谷戸のハンノキ林内には、アズマネザサやクマザサが密生しているなど、さまざまな植物が見られます。

また、丘陵地の植物の生育状況に応じてさまざまな昆虫類やそれを餌とする動物が生息しています。エノキを草食とするオオムラサキ、コナラやクヌギを草食とするアカシジミなどが確認されています。クヌギなどの樹液にはカナブンやカブトムシ、スズメバチなどが集まり、谷戸の水溜りには、ゲンゴロウの仲間やアメンボなどを観察することができます。

しかし、市内全域を見渡してみると都市化の影響や河川のコンクリート護岸整備などに伴って、動植物の生育・生息環境が失われつつあります。

狭山丘陵にはオオムラサキやアカシジミなどの希少な動植物が生育・生息しており、これらの種を保全していくためには、自然環境に配慮した開発や河川の親水護岸化、樹林地や水辺とのネットワーク化などを広域的な観点ですすめていく必要があります。

資料 2 みどりの現況

(1) 緑被の状況

本市のみどりの拠点である北部一帯の狭山丘陵は、大部分が^{*}里山林から成っています。武蔵野台地上には多くの農地が分布しており、平地林も点在しています。

緑被率（樹木、草地、農地）は、市全体で約45%でした。

緑被率の推移では、平成8年の40.0%から、平成23年では44.5%に増加しました。南部の緑被率は増加しており、日産自動車村山工場跡地の

商業施設、公園などの整備が増加要因の一つです。また、南西部は減少、南東部は微増でした。北西部、北東部の緑被率は増加しましたが、調査精度が向上したことにより青梅街道沿いの屋敷林等の緑被の調査が可能となったことが主な要因です。

表 緑被状況（平成23年調査）

緑被項目	面積 (ha)	割合
樹木	356.91	23.22%
草地	96.78	6.30%
農地	229.53	14.93%
緑被計	683.22	44.45%
水面	9.65	0.63%
オープンスペース計	692.87	45.08%
道路・構造物等	844.13	54.92%
市全体面積	1,537.00	—

表 緑被の推移

地域	面積 (ha)	緑被(平成8年)		緑被(平成23年)		緑被(増減)	
		面積(ha)	率(%)	面積(ha)	率(%)	面積(ha)	率(%)
南西部	365.23	175.40	48.0	175.05	47.9	-0.35	-0.1
南東部	288.73	68.88	23.9	73.65	25.5	4.77	1.7
南部	288.15	59.61	20.7	81.65	28.3	22.04	7.6
北西部	304.42	173.04	56.8	196.71	64.6	23.67	7.8
北東部	290.47	133.50	46.0	156.16	53.8	22.66	7.8
市全体	1,537.00	610.43	40.0	683.22	44.5	72.79	4.7

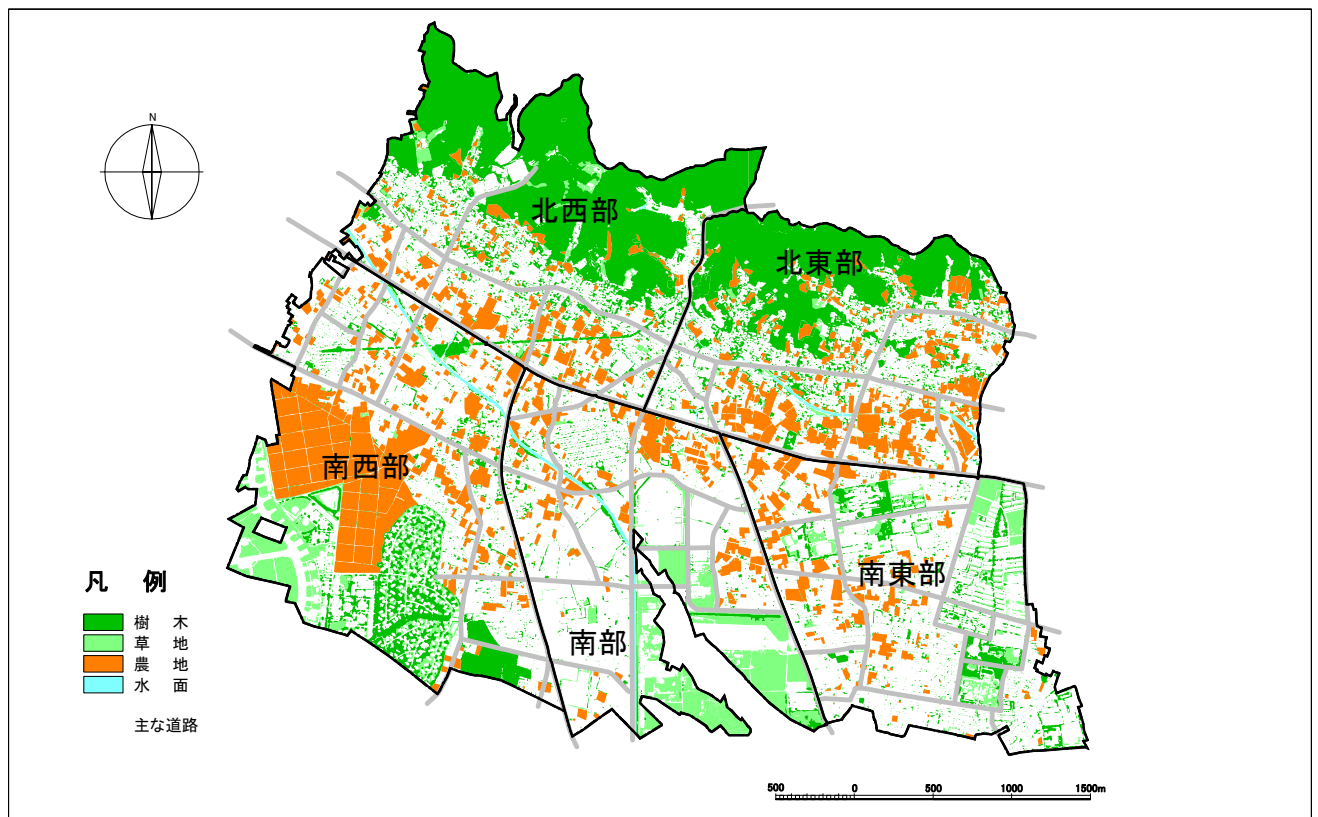


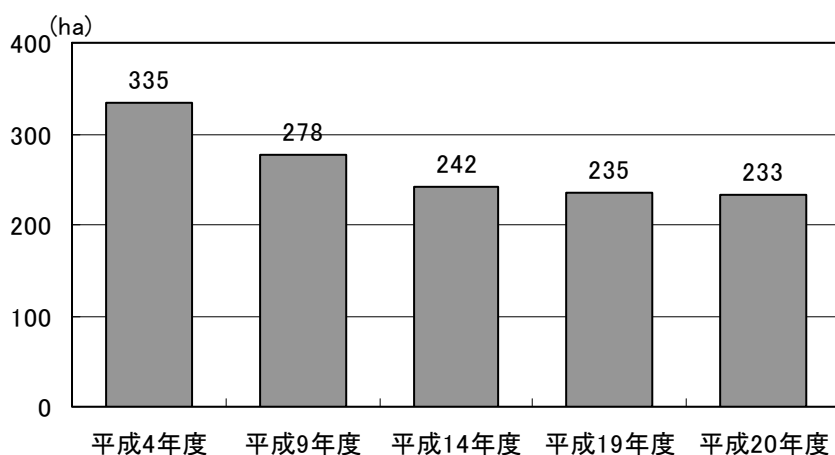
図 緑被分布図(平成23年調査)

(2) 農地の状況

「関東農政局 多摩の農業統計」では、本市の耕地面積は平成4年度が335haでしたが、年々減少し平成20年度は233haでした。

生産緑地地区の指定面積の推移では、平成4年度の指定面積は109.52ha、平成23年度は101.98haでした。生産緑地地区は平成15年度より追加指定を行っており、平成23年度まで約7.8haが追加指定されています。

生産緑地地区の指定面積の減少はわずかですが、農業地全体では約100ha減少しており、生産緑地地区に指定されていない農地の減少が大きいことが分かります。



図一 農業地の推移 (関東農政局多摩の農業統計より)

表 生産緑地地区の推移

年度	地区数	指定面積(ha)
平成4年度	348	109.52
平成9年度	357	110.80
平成14年度	351	105.65
平成19年度	357	105.82
平成23年度	352	101.98

(武蔵村山市都市計画課 平成23年1月)

(3) 公園緑地の状況

本市においては、東京都が広域公園として野山北・六道山公園の公有地化を進め、整備推進しています。また、中藤公園、観音寺森緑地(都市緑地)は一部公有地化が図られています。

本市にある公園は広域公園、総合公園、近隣公園等の公園が17箇所(120.18ha)で開園されており、市の総面積(1,537ha)に占める公園面積は約7.8%、人口一人当たりの公園面積は平成24年4月1日現在で16.7㎡(平成24年4月1日現在住民基本台帳71,896人)で、東京都市部の中では第一位となっています。

緑地の都市計画決定面積は狭山緑地と観音寺森緑地を合わせて約31haです。その他の広場等は平成24年4月1日現在で児童遊園47箇所(約2.61ha)、運動広場8箇所(約1.00ha)、地域運動場3箇所(約1.19ha)、残堀川親水緑地広場7箇所(約1.52ha)が整備されています。

公園緑地の都市計画決定面積に対する開園面積の割合は、平成8年では16.2%でしたが、平成24年では47.7%でした。これは野山北・六道山公園の開園面積が増加してことが主な要因です。

表 供用済みの公園の箇所と面積（平成8年との比較）

			都市計画 決定公園		平成8年		現況(平成24年)			
							人口：平成24年4月1日現在 71,896人			
			箇所	面積 ha	箇所	供用済み 面積 ha	箇所	供用済み 面積 ha	供用率 %	人口1人 当たり 供用面積 ㎡/人
都市 計画 公園	住区 基幹公園	街区公園	8	3.74	6	2.25	6	2.24	59.9	0.31
		近隣公園	5	8.90	3	2.36	3	2.49	28.0	0.35
		地区公園	—	—	—	—	—	—	—	—
		計	13	12.64	9	4.61	9	4.73	37.4	0.66
	都市 基幹公園	総合公園	2	14.80	2	6.08	2	6.08	41.1	0.85
		運動公園	—	—	—	—	—	—	—	—
	計		2	14.80	2	6.08	2	6.08	41.1	0.85
	基幹公園 小計		15	27.44	11	10.69	11	10.81	39.4	1.50
	特殊公園	風致公園	—	—	—	—	—	—	—	—
		歴史公園	—	—	—	—	—	—	—	—
	広域公園		2	187.90	1	29.25	1	106.74	56.8	14.85
	合計		17	215.34	12	39.94	12	117.55	54.6	16.35
	都市計画緑地		2	31.27	—	—	—	—	—	—
都市計画広場		—	—	—	—	—	—	—	—	
小計		19	246.61	12	39.94	12	117.55	47.7	16.35	
その他の都市公園		—	—	2	0.32	5	2.63	—	—	
公園・緑地合計		—	—	14	40.26	17	120.18	—	16.72	
条例等 の 公園	児童遊園	—	—	23	1.24	47	2.61	—	—	
	運動広場	—	—	8	1.22	8	1.00	—	—	
	地域運動場	—	—	4	1.45	3	1.19	—	—	
	運動場	—	—	3	5.15	3	4.09	—	—	
	親水緑地広場	—	—	7	1.52	7	1.52	—	—	
	合計	—	—	45	10.58	68	10.41	—	1.45	

※ 広域公園の内訳

平成8年 市管理分：2.81ha 都管理分：26.44ha 合計：29.25ha

平成24年 市管理分：野山北公園 1.81ha 総合運動公園 6.88ha

都管理分：98.05ha 合計：106.74ha

(4) 制度上安定した緑地の状況

制度上安定した緑地はその他公共空地（※民間遊び場、野山北公園自転車道、都営村山団地緑道）が16箇所（5.94ha）、生産緑地地区が352箇所（101.98ha）、自然公園1箇所（73.00ha）、近郊緑地保全区域1箇所（81.1ha）、保安林1箇所（1.00ha）、※市街化調整区域内農地61.90ha、河川区域約13.34ha、条例による保全地域2箇所（8.78ha）でした。

平成8年との比較では、その他の公共空地では民間遊び場が8箇所0.30haの減少、生産緑地地区は5箇所、9.71haの減少、市街化調整区域内農地は4.58haの減少、条例による保全地域は15箇所3.64haの減少でした。河川区域は残堀川の河川改修によって、約0.9haが増加しました。制度上安定した緑地全体では17.31haが減少しました。

生産緑地地区、保存樹林は法的な規制がかけられていても、所有者の事情により指定解除が可能であり、面積は減少しています。

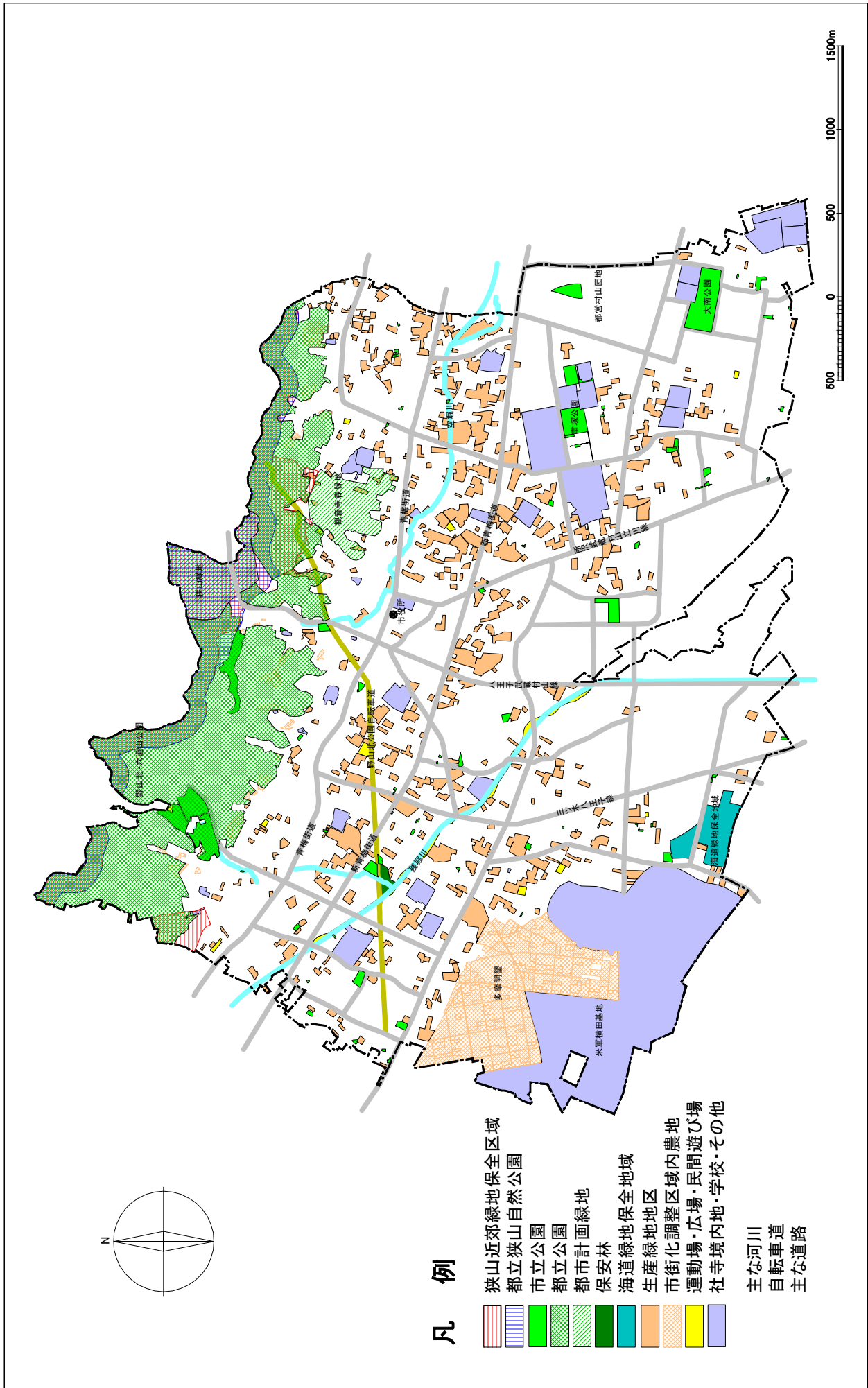
なお、狭山丘陵は自然公園、近郊緑地保全区域、都市計画公園の広域公園が重複して指定されています。指定箇所が重複している面積を除いた制度上安定した緑地面積は192.41haです。

表 制度上安定した緑地の変化

区分	平成8年		平成24年		推移		平成24年	
	箇所	指定面積 (ha)	箇所	指定面積 (ha)	箇所	指定面積 (ha)	重複面積 (ha)	重複を除いた面積(ha)
その他の公共空地	24	6.24	16	5.94	-8	-0.30	0.00	5.94
生産緑地地区	357	111.69	352	101.98	-5	-9.71	0.00	101.98
自然公園	1	73.00	1	73.00	0	0.00	73.00	0.00
近郊緑地保全区域	1	81.10	1	81.10	0	0.00	75.59	5.51
保安林	1	1.00	1	1.00	0	0.00	0.00	1.00
市街化調整区域内農地	—	66.48	—	61.90	—	-4.58	6.04	55.86
河川区域	8	12.42	8	13.34	0	0.92	0.00	13.34
条例による保全地域	17	12.42	2	8.78	-15	-3.64	0.00	8.78
制度上安定緑地合計	409	364.35	381	347.04	-28	-17.31	154.63	192.41

(5) 社会通念上安定した緑地の状況

平成23年では全体で100.99haでした。平成8年との比較では、企業グラウンドがなくなったため、8.86haの減少でした。



資料 3 施策の取り組み状況

施策の取り組み状況は、現行計画の方針、施策の内容について、関連する各部署に対して、現在の実施状況の確認を行い、未実施のものについては、その理由や完了に向けての今後の課題を確認しました。

なお、各部署へのヒヤリングは平成 23 年 9 月～12 月に実施しました。

● 公園緑地等の整備

【現行計画の施策内容】

※住区基幹公園、※都市基幹公園、※広域公園、※都市計画緑地、※都市公園、条例等の公園については、公園種別の利用目的、配置方針に基づき、公園緑地の確保に努めます。

【主な実績】

広域公園の整備拡充（総合運動公園の整備 1.40ha）

公園の新設整備 2.31ha

（プリンスの丘公園 1.18ha さいかち公園 0.95ha 西大南樹林公園 0.18ha）

【実績に対する課題】

公園緑地の整備量は、新たな公園が整備されたことにより増加していますが、公園緑地の都市計画決定面積は約 250ha に対して、開園面積は約 120ha と半分程度であり、都市計画決定している公園区域の整備の推進が必要です。

● 制度上安定した緑地の指定

【現行計画の施策内容】

生産緑地地区、近郊緑地保全区域、※保存樹林などの法令・条例によって指定する緑地について指定の方針を定めています。これらの緑地のうち、生産緑地地区は一定の減少はあるものの、その他の緑地は基本的には現状維持に努めます。

【主な実績】

生産緑地地区の追加指定（平成 15 年より）は 75 件、7.8ha

生産緑地地区全体の推移（平成 8 年→平成 24 年）は 5 件、9.7ha の減少

保存樹林の推移（平成 8 年→平成 24 年）は 3.6ha の減少

【実績に対する課題】

生産緑地地区の農地は減少しているものの、追加指定を行うなどの保全に努めていますが、今後も保全・活用の推進が必要です。

市条例に基づく保存樹林は、指定の解除により減少が進んでおり、平地部の樹林の保全が重要となっています。

● 公園緑地等の緑化

【現行計画の施策内容】

都市公園の緑化率を十分に確保するとともに、その質的向上を図り、整備や管理にあたっての住民参加を推進します。

【主な実績】

*近隣公園・*総合公園の*目標緑化率 50%以上は達成

*街区公園・*運動公園・その他公園の目標緑化率 30%以上は達成

公園のバリアフリー化を公園再整備にあわせて順次実施

避難場所に指定されている都市公園、児童遊園、運動広場には備蓄倉庫と耐震性貯水槽を設置

道草広場（*ポケットパーク）を2箇所整備

【実績に対する課題】

新たな公園整備や改修工事の計画段階、および管理・運営の住民参加については、今後の公園整備時には積極的な参加を促す仕組みを検討する必要があります。

また、公園・緑地等ボランティアを充実していくことで、住民参加による管理・運営へ発展する可能性があり、仕組みづくりが必要となります。

● 公共・公益施設の緑化

【現行計画の施策内容】

公共・公益施設の緑化を積極的に推進します。

【主な実績】

公共・公益施設の目標緑化率 20%に対して、公共施設全体では達成であるが、施設によっては緑被率が低いものもありました。

学校の緑被率は 10%台でしたが、平成 22 年から3箇年計画で校庭芝生化事業を進めています。

【実績に対する課題】

公共施設の緑化は先導的な役割を担っており、今後も質の高い緑化に努める必要があります。特に、小中学校は地域の拠点となる施設であり、緑化整備によって緑の拠点が形成できるとともに、子どもたちが緑に関心を持つ機会にもなるため、豊かな緑化環境の整備が重要です。

● 道路の緑化

【現行計画の施策内容】

可能な限り道路緑化を図り、緑のネットワーク化を推進します。

【主な実績】

道路築造、改修時にあわせた街路樹整備

歴史散策マップの作成と案内板の設置

【実績に対する課題】

今後も道路整備にあわせて街路樹整備を進め、緑のネットワークを充実していくことが必要です。また、質の高い緑化環境を形成するために、適正に管理していくことも重要です。

● 水辺空間の緑化

【現行計画の施策内容】

地域の自然や歴史・文化を育み水とのふれあい空間として市民が親しめるような空間形成を図ります。

【主な実績】

残堀川の河川改修にあわせた親水緑地広場や歩行者・自転車道を東京都が整備
小河川の底部の生き物が棲めるような整備
残堀川の河川清掃を市民、東京都、市の協働により年1回実施

【実績に対する課題】

残堀川と同様に、空堀川の河川改修にあわせた親水緑地広場等の整備について、引き続き東京都への要請が必要です。

水と緑のネットワークを充実するためには、市内の小河川についても環境改善を図る必要があります。

● 民有地の緑化

【現行計画の施策内容】

接道部の緑化などにより身近な緑を可能な限り増やし、緑あふれる美しいまちなみの形成を推進します。

【主な実績】

学校と地域が連携した「花いっぱい運動」の実施
緑のカーテン材料キットの配布を平成21年度より実施
まちづくり条例に基づいた緑化指導の実施
生け垣、樹木等の管理に対する奨励金の交付と金額の見直し

【実績に対する課題】

市内157地点の平均緑視率は、平成8年時の15.6%から14.6%に減少していますが、住宅建て替えなどに伴う庭木の消失が要因の一つとなっています。

緑化環境の優れたまちなみの形成には、地域住民の協力が不可欠のため、緑化誘導の仕組みづくりが必要です。

● 狭山丘陵の保全・活用

【現行計画の施策内容】

狭山丘陵の豊かな自然を保全し、人と自然のふれあいの場、いこいの場として活用を図っていきます。

【主な実績】

野山北・六道山公園、中藤公園、観音寺森緑地の重点公園・緑地への位置付け
東京都による野山北・六道山公園の住民参加による里山文化の維持管理の実施

【実績に対する課題】

狭山丘陵は本市の貴重なみどりの財産であり、今後も公有地化を含めた保全・活用について、東京都への要請が必要です。

● 樹林・樹木の保全

【現行計画の施策内容】

市街地の残された平地林・社寺林、大樹及び良好な生垣を可能な限り保全していきます。

【主な実績】

西大南樹林公園は公有地化に向けた協議を実施
保存樹木等の管理に対する奨励金の交付と金額の見直し

【実績に対する課題】

保存樹林は指定の解除により、指定面積の減少が続いています。今後も市街地に残る貴重な大樹、樹林の保全のために、引き続き、保存樹木、樹林等の指定を行いながら、樹林地の公有地化を進める必要があります。

● 農地の保全

【現行計画の施策内容】

生産緑地地区については適正な保全・活用策を検討していきます。
市街化調整区域内の農地は保全します。

【主な実績】

平成15年度より生産緑地地区の追加指定を実施
小学校の学習園は4小学校(約1,650㎡)で実施

【実績に対する課題】

都市環境の保全や防災の観点から必要となる農地は、引き続き、生産緑地地区への追加指定を行うなどの保全が必要です。
市街化調整区域内の農地は、引き続き保全に努めます。

● 市民の参加・協力

【現行計画の施策内容】

緑化活動を推進するため、市民・事業者と行政の協働の仕組みをつくりま

【主な実績】

平成22年度に公園・緑地等ボランティア制度が発足され、除草・ゴミ収集などの活動を実施
東京都では野山北・六道山公園での里山ボランティアを実施

【実績に対する課題】

公園・緑地等ボランティア制度が発足し、参加者も少しずつ増えています。今後も、より多くの市民が積極的に参加・協力できるような仕組みをつくり、市民協働による緑化活動を推進する必要があります。

● 普及・啓発活動

【現行計画の施策内容】

緑に関する知識を高め、日常生活におけるみどりの重要性についての認識を深めます。また、市内のいろいろなみどりを市民の貴重な財産として、いつくしむ・育む心を育てます。

【主な実績】

野鳥観察会の実施

樹名板の設置

学習田における水田実習の実施

【実績に対する課題】

みどりに親しみ、育てていくために、みどりに関する情報発信が重要であり、また、行政側からだけでなく、市民からも情報発信ができる仕組みづくりが必要です。

特に、次世代を担う子どもたちのみどりに対する認識を高めることが重要です。そのためには、学校以外においても、みどりにふれあう場を増やすことが必要です。

資料4 みどりに関する市民の意識

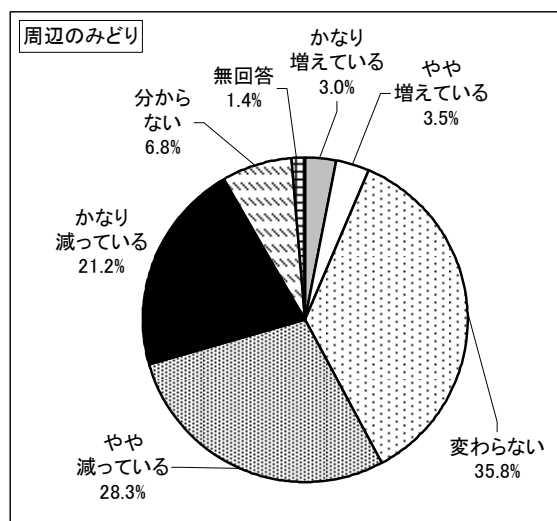
計画改訂にあたって、みどりについてどのように感じているか、どのようなみどりのまちづくりを望んでいるかなど、市民の意識を把握するために、20歳以上の市民1,500人を対象にアンケート調査を行いました。アンケート調査の結果の概要（抜粋）は以下のとおりです。

有効回答数	604件
有効回収率	40.3%

● 周辺のみどりの変化

あなたの家の周りのみどりは3～4年前に比べて増えていますか。

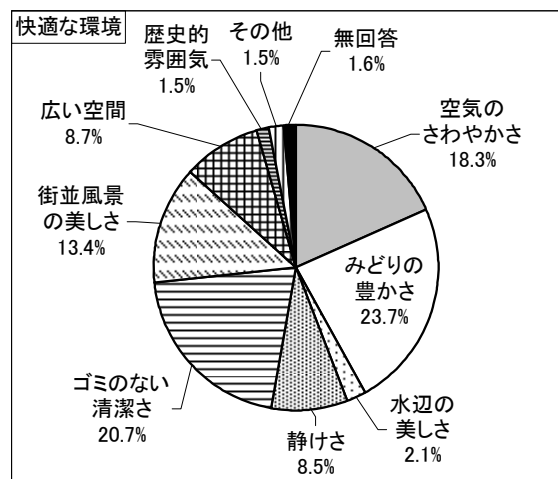
みどりの量的な経年的な変化については「変わらない」が35.8%と最も多く、次いで「やや減っている」が28.3%、「かなり減っている」21.2%で、回答者の約50%が減っていると感じていました。



● 快適な環境からイメージするもの

「あなたは「快適な環境」と言う言葉からどのようなことを思い浮かべますか。」

「快適な環境」のイメージとして「みどりの豊かさ」が23.7%と最も多く、次いで、「ゴミのない清潔さ」20.7%でした。上位項目ではみどりが必須条件であるといえます。

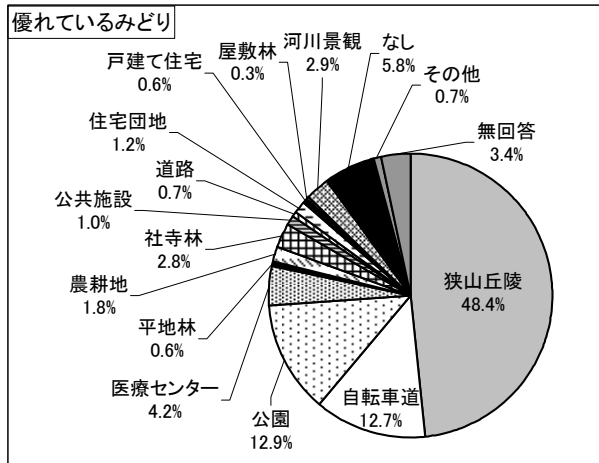


● 優れているみどり

自然的景観や緑化環境が優れているとお考えの場所はどこですか。

「狭山丘陵の里山景観」との回答が圧倒的に多く 48.4%でした。次いで、「大南公園などの公園のみどり」が 12.9%、「自転車道のみどり」が 12.7%とほぼ同じでした。

上位の項目は武蔵村山市を象徴する緑地で、市民に親しまれていることが分かります。

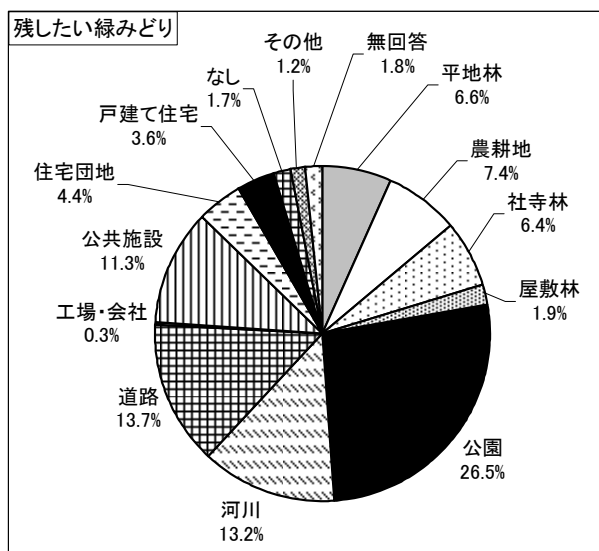


● 今後残しておきたいみどり

あなたの住んでいる近くで、今後残しておきたいと思うみどりは何ですか。

「公園」26.5%が多く、次いで、「道路の沿ったみどり」13.7%、「川のみどり」13.2%、「学校などの公共施設のみどり」11.3%でした。

今後とも担保していきたいみどりが、インフラ整備に関連するものが多く、今後整備するうえで住民意見を取り入れて進めていく必要があります。

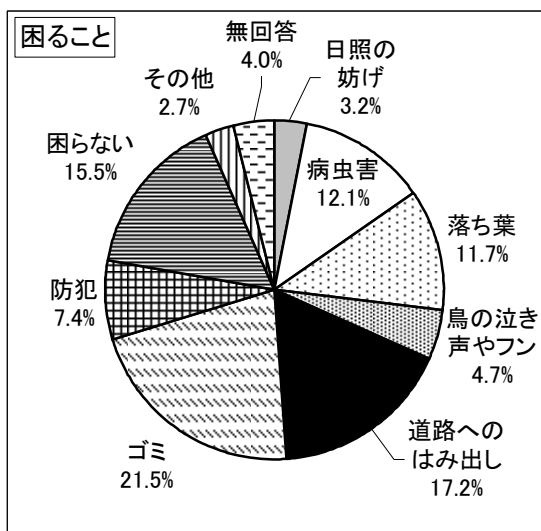


● みどりに関して困ること

あなたの家の周りの林や樹木について、最近お困りになったことがありますか

「植え込みにゴミが捨てられている」21.5%、「道路に枝葉がはみ出し、視界を遮るなど交通に支障がある」17.2%、「困ったことはない」15.5%、「病虫害が発生する」12.1%、「花びらや落ち葉が道路などに落ちる」11.7%でした。

不法投棄や清掃管理の苦情と樹木維持管理上の苦情が多い結果でした。ゴミについてはマナー意識の問題ではあるが、捨てにくくさせる工夫も必要です。

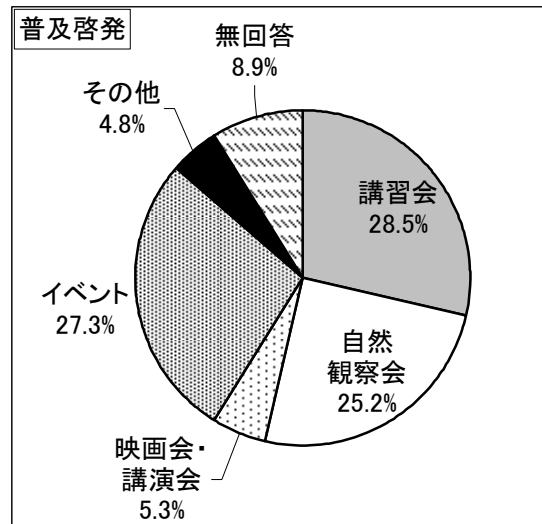


● 普及・啓発の方法

みどりの保全や緑化の必要性を普及・啓発するために、市はどんなことをすれば良いとお考えですか。

「花植え、樹木の剪定などの講習会の開催」が28.5%、「緑化コンクール、緑化祭などのイベントの開催」が27.3%、次いで「身近なみどりに親しむための自然観察会等の開催」25.2%でした。

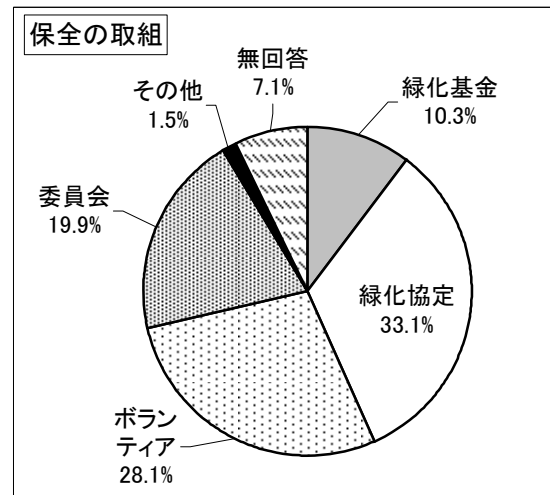
映画会、講演会等より、自らが参加し行動する機会を得ることのできる会やイベントが望まれていました。



● 市民・行政の協働

身近なみどりの保全や緑化は、行政と市民が一体となることによってはじめて取り組むことができます。このためには、どのようなことをすれば良いと思いますか。

「樹林などの所有者の方々と市が緑化協定を結び、みどりの保全を進める」が33.1%、「市民による緑化ボランティアにより、市内のみどりの管理や緑化の充実を進める」が28.1%で高い比率で上位を占めています。

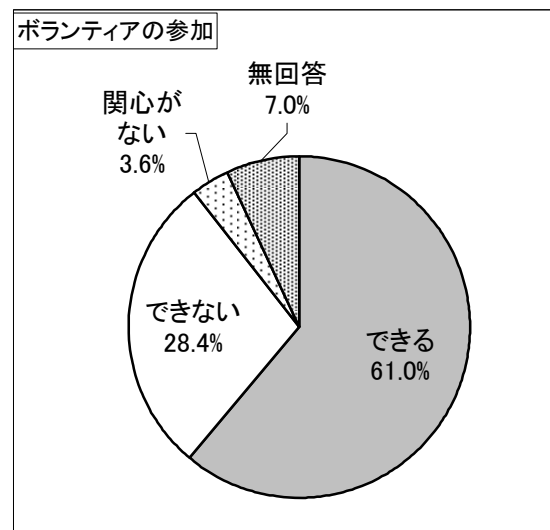


● ボランティアの協力・参加

あなたは今後、市が行う身近なみどりや生き物に関する調査や活動、ボランティアなどに協力・参加してもよいとお考えでしょうか。

「内容によってはできる」が61.0%と高い比率を示しており、関心度が高いことを示しています。次いで「できない」が28.4%、「関心がない」は3.6%でした。

ボランティア参加、協力に対して非常に積極的な意欲を示しています。



用語解説

ア行

アダプト制度

行政が、特定の公共施設（道路、公園及び河川など）について、市民や民間企業等と定期的に美化活動等を行うよう契約する制度。なお、美化活動等を行う主体は、地域住民などのボランティアが多く、行政はそれらの活動に対して、一定の支援を行うという形式が多い。日本では、1998年から導入が始まった。

運動公園

都市公園法に基づく都市公園の一つで、都市住民全般を対象として主として運動のために利用することを目的とする公園。

エコロジカルネットワーク

野生生物の生息地間をつなぐ、野生生物の移動に配慮した連続性のある緑地などの空間。生態系ネットワークなどとも言われる。

NPO（エヌ・ピー・オー）法人

政府・自治体や企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで医療・福祉、環境、国際協力・交流など社会的な公益活動を行う組織・団体。民間非営利団体、法人格を持たない団体、ボランティア団体を含む。

オープンガーデン

英国を発祥とする、個人の家の庭（プライベートガーデン）をチャリティーとして公開するという活動。

オープンスペース

建築物によって建ぺいされた土地や道路用地、鉄道用地等の交通用地など特定の用途によって占有されていない土地で、公園、広場、河川、農地、社寺境内など主として自然物により構成される空地の総称である。「緑地」とほぼ同義で使われることもある。

カ行

街区公園

都市公園法の公園種別の一つで、住民に最も身近な公園。

海道緑地保全地域

緑地保全地域参照

開発行為

建築物の建築または特定工作物の建設に用いる目的で行う土地の区画形質の変更のこと。

学習園

本市の小学校において、体験学習の一環として借地契約を結び利用している田畑（学習栽培園）。

近郊緑地保全区域

首都圏近郊緑地保全法に基づき、首都圏の近郊整備地帯の緑地であって、樹林地、水辺地等が一体となって良好な自然の環境を形成し、かつ、相当規模の広さを有しているもの「近郊緑地」とし、この緑地のうち、無秩序な市街化のおそれが大であり、かつ、これを保全することによって得られる首都及びその周辺の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が著しい近郊緑地の土地の区域を、「近郊緑地保全区域」に指定している。

本市は狭山近郊緑地保全区域（昭和42年2月指定）1,607haのうち、81.10haが指定されている。

近隣公園

都市公園法に基づく都市公園の一つで、近隣住区に居住する者を利用の対象とし、幼児から老人まで全ての年齢層に利用されるよう、施設が配置された公園。

グリーンヘルパー

自然や環境問題に関心を持ちながら、活動の場や組織がないために活動できない方々に、その「思いとエネルギー」を行動に結びつける足がかりとして、学習と活動の場を提供し、「みどりのまちづくり」を推進する地域活動のリーダー。

景観緑三法

我が国で初めての景観に関する総合的な法律。景観計画の策定など総合的に施策を講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現を図り、国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的としたもの。景観法の

施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、都市緑地保全法等の一部を改正する法律の三つの法律を合わせて景観三法と呼んでいる。

建築協定

建築基準法に基づき、土地や建物の所有者が建物に関するルールを自ら定める制度。

広域避難地

地震災害時において、主として一の市町村の区域内に居住する者の広域的な避難の用に供する公共空地のこと。

コミュニティ道路

歩行者が安全で快適に歩行ができるようにした道路。車の速度を抑えるために、道路を曲げたり、障害物を設置するなどしている。歩車共存道路ともいう。

広域公園

都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として一つの市町村の区域を超える広域のレクリエーションに対応することを目的とする公園。

サ行

里山林

人為的に形成され、維持されてきた二次林をさし、その周辺の農地や用水路、草地などを合わせた地域のことを里山という。関東地方の二次林は、主にコナラ、クヌギなどからなる雑木林である。

市街化調整区域内農地

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、「都市計画法」により指定された区域区分内にある農地。市街化を抑制すべき区域で、原則的に開発は禁止されている。

自然公園

自然公園法と東京都立自然公園条例に基づき、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るために指定された区域。

市民農園

農地法に基づいた貸し農園。自ら栽培計画を立て、種苗、農具なども自分で用意する。市在住者優先で、利用料も安価である。

借地公園

公園管理者がその土地物件に係わる権原を借り受けにより取得した都市公園。貸借契約が終了した場合は都市公園を廃止できる。

首都圏近郊緑地保全法

首都圏の既成市街地の近郊に存在する自然環境の良好な地域を保全することが、首都及び周辺地域住民の健全な生活環境を確保し、首都圏の秩序ある発展を図るために欠くことができない条件であることから、その保全に関し必要な事項を定めた法律。近郊緑地保全区域の指定、同区域内の各種行為の規制、保全に要する費用の負担等が定められている。

住区基幹公園

安全で快適かつ健康的な生活環境およびレクリエーション・休養のためのスペースを確保し、住民の日常的で身近な利用に供するために設置される基幹的な公園。その機能から街区公園・近隣公園・地区公園に区分される。

親水

川などの水と触れたり、接したり、近づくことで、水に親しみを深めること。近年、河川整備においては、「治水」や「利水」とともに「環境」が配慮され、「多自然川づくり」や「親水公園の整備」、さらには「親水活動」など、生態系や親水機能を重視した整備や活動が注目されている。

生物多様性基本法

生物多様性の保全を目的とした基本法として平成 20 年 6 月に施行された。生物多様性のもたらす恵沢を次の世代に引き継いでいくため、事業計画の立案段階で事業者が環境アセスメントを実施するよう国に必要な措置を求めると、生物多様性の保全施策に関する規定を整備。また、政府による生物多様性国家基本計画の策定や、地方自治体による計画策定なども定めている。

生産緑地地区

市街化区域内において、緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地などを計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資することを目的に市町村長により指定されるもので、地区内では建築行為などが規制され、指定後 30 年経過後などの場合に農地所有者が市町村長に買取りを申し出ることができる。

総合公園

都市住民全般の休息、遊技、運動等総合的な利用を目的とした公園。休養施設、修景施設、運動施設、自由広場、散策路等を総合的、有機的に配置するものとされている。

夕行

滞在型市民農園

宿泊可能な小屋のある農園。ドイツで200年の歴史を持つ「クラインガルデン」の形態をまねた施設。

多自然川づくり

治水上の安全性を確保しつつも、生物の良好な生息・生育環境をできるだけ改変しない、または、改変せざるを得ない場合でも最低限の改変にとどめるようにする自然環境に配慮した川づくり。具体的には、衆多の多様性が確保できる河川環境の保全・復元、河川の上下流方向や横断方向等の連続性にある環境の確保、その川にふさわしい生物の生息・生育環境の保全・復元を目標とする。国土交通省が所管する河川事業のひとつで、1990年に創設された。以前は多自然型工法、多自然型川づくりとしていたが、個別の河川工事でなく河川全体の営みを視野に入れた環境づくりや河川管理のすべての段階で協働して川づくりする考えから平成18年から「多自然川づくり」に改称している。

地区計画

それぞれの地区の特性を活かした個性的で良好な環境の街区の整備及び保全を図ることを目的として、都市計画法第12条の5の規定に基づき、一体的な街区について、街区内の開発行為等を規制し、誘導していくために、市区町村が定める計画制度。

地区公園

都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として徒歩圏内の居住者の利用を目的とする公園。

東京都景観計画

景観法の施行、東京都景観審議会の答申（平成18年1月）を踏まえ、都市計画法や建築基準法に基づく諸制度、屋外広告物条例の活用も図り、都民や事業者、区市町村等と連携・協力しながら、美しく風格のある首都東京を実現するための具体的な施策を示した計画。

特別緑地保全地区

都市緑地法第12条による制度で、都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する地区。

都市計画法

都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする法律。

都市計画公園・緑地の整備方針

東京らしいみどりづくりの推進・誘導指針「みどりの新戦略ガイドライン」を踏まえて、みどりの拠点や軸の中核となる都市計画公園・緑地の計画的・効率的な整備促進と整備効果の早期実現に向けた方策を示すことを目的とした東京都の計画。整備の重点化を図る事業化計画を具体的に示し、「重点化を図る公園・緑地」、「重点公園・緑地」、「優先整備区域」などを設定している。

都市基幹公園

都市を単位として、安全で快適かつ健康的な生活環境およびレクリエーション、休養のためのスペースを確保するために設けられる基幹的な公園。その機能から総合公園と運動公園に区分される。

都市計画マスタープラン

住民に最も身近な自治体である市区町村が住民の合意形成を図りつつ、まちづくりのビジョンを具体的に示し、地区毎の整備、開発または保全の方針をよりきめ細かく定めた計画。

都市公園

都市公園法第2条に基づいて、国や地方公共団体が都市計画区域において設置する公園または緑地のこと。

都市緑地

主として、都市の自然的環境の保全・改善や都市景観の向上を図ることを目的として設置される都市公園。

都市緑地法

都市における緑地を保全するとともに緑化

や都市公園の整備を推進することにより、良好な都市環境の形成を図ることを目的として、1973年に制定された旧・都市緑地保本法が2004年の法改正（いわゆる景観緑三法の制定）により改称したものである。

都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画、緑地保全地域の設定と都市計画上の位置づけ、緑地保全地域内での行為規制、緑地保全上必要な土地の買入れ、緑地協定、緑地管理機構の指定・業務などについて規定している。

土曜日チャレンジ学校

子供たちが土曜日を有効に活用し、様々な体験活動や観察を通して、市内の自然、生活、文化について学んだり、また勉強が得意な人もそうでない人も、楽しく学んだりすることができる場。本市では青少年健全育成の一環として行っている。

ナ行

農業公園

自然とのふれあい、園芸、造園、農業への理解と環境・食の教育（食育）を目的としたレクリエーションの場として、農林水産省の主導により全国各地に整備される施設である。農業を主体としたテーマパークともいえる。都内では、足立区の都市農業公園がある。

農業体験農園

農園主が作物を限定・計画し、農園主の指導によって栽培を行う。主に種まきや収穫などの要所を体験できる。種苗や資材等も農園主が用意。

ハ行

ヒートアイランド現象

都市の活動におけるエネルギー消費の増大や緑地の減少により都市部の気温が上昇し、郊外に比べて高くなる現象のこと。

ビオトープ

「野生の生き物のすみか」という意味で、地域にある草地、河川、池などもビオトープである。例えば、野鳥は餌をとる場所、子育てする場所、休息する場所と目的に応じて、一日、一年、一生のライフサイクルに、様々なタイプの「ビオトープ」を利用して生きている。

保安林

公益目的を達成するため、伐採や開発に制限を加える森林で、農林水産大臣又は都知事が、森林法第25条の規定に基づき保安林として指定する。本市内に流れる残堀川沿いに水道局が所有する保安林は、後方の農用地などを風による被害から守るために指定されている。

防災農地

農地の所有者と協定を締結し、災害時に避難所として利用する農地。

ポケットパーク

「ベストポケットパーク」の略でチョコッキのポケットほどの公園という意味。道路沿道などの一角に設けられた小さな空間で、憩いや語らいの場として植栽や休憩施設等を設置している。

保存樹木

武蔵村山市みどりの保護及び育成に関する条例に基づき、高さ約10m以上、地上1.5mの幹周り約1.5m以上の樹木について、管理費の一部を補助する制度。

保存樹林

武蔵村山市みどりの保護及び育成に関する条例に基づき、市街化区域内の500㎡以上の樹林地について、管理費の一部を補助する制度。

マ行

緑確保の総合的方針

現在の東京の緑について、特に減少傾向にある民有地の緑をまちづくりの取り組みの中で計画的に確保することを目的とし他東京都の計画。期間は平成22年度から31年度の10年間とし、計画期間内に緑地の買収により保全するもの、又は、法や条例等に基づいて強い規制をかけることにより、確実に保全していくものとして狭山丘陵が挙げられている。

武蔵野の路

東京の各地域の自然、歴史、文化にふれながら、周回する全長270kmの散策路。21のコースが東京都を周回するようにつながっている。「多摩湖コース」はそのうちのひとつで、瑞穂町の青梅街道の交差点（吉野岳地蔵堂）から武蔵村山市内の残堀川（残堀川自転車道）を南下し、野山北公園自転車道、かぶと橋を経て、多摩湖

自転車道を通り西武多摩湖線武蔵大和駅までの、10.2kmのコースである。

武蔵村山市環境基本計画

環境基本条例の基本理念を具体化し、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画で、平成18年12月策定した。

武蔵村山市市民活動団体との協働に関する指針

平成18年1月に策定した市民協働を推進するための方向性を示した指針。協働に関する理解の促進、協働事業の推進、協働事業の評価と見直し、協働事業を進めるための環境づくり、情報公開と共有化の5つの柱を定めている。

武蔵村山市市民協働推進会議

平成20年度のまちづくり研究会の研究成果を踏まえ、引き続き具体的に検討を進めるため、平成21年度から「市民協働推進会議」を設置した。推進会議では学識経験者、NPOなど市民活動団体の関係者で構成し、市民協働によるまちづくりの環境整備等の施策に関する検討を行っている。

武蔵村山市市民協働推進マニュアル

平成19年3月に策定した市民協働を具体的に進めていくための手引き。協働に対する理解の促進と、協働を進めるための手法についてのポイントを整理している。

武蔵村山市第四期長期総合計画

本市の長期的なまちづくりの方針、将来像、その手段などを総合的、体系的に示す市の根幹となる計画。第四次長期総合計画は平成23年2月に発行されている。

武蔵村山市まちづくり基本方針

市の将来像を明確に分かりやすく示し、総合的なまちづくりの指針。平成16年3月に策定し、平成24年度現在は改訂作業中である。

民間遊び場

本市において自治会が管理する武蔵村山市児童遊園条例に規定する児童遊園に類する施設で、土地の所有者の承諾を得て設置し、幼児、児童に無料で開放され、管理体制が確立している要件を備えている遊び場。

民間の体験農園

農家や法人が運営する農園。農園主は農園を「貸す」のではなく、自らの農業経営の一環として、ユーザーに農作業を体験させる「体験利用方式」が多い。

目標緑化率

目標とする敷地面積に対する緑地の割合。

木造密集住宅市街地

木造住宅が密集し特に老朽住宅の立地割合が高く、かつ道路・公園などの公共施設等の整備が遅れている地域のこと。

ヤ行

屋敷林

落ち葉による堆肥生産や屋敷の防風、垣根の代わりとして、屋敷を取り囲むように飢えられている樹林。

優先整備区域

都市計画公園・緑地の計画的な整備促進と、整備効果の早期発現に向けた取り組みを定めた「都市計画公園・緑地の整備方針（東京都・特別区・市町）」において、平成32年度までに優先的に整備を進めるとされた区域。

ラ行

立体公園

都市公園の区域を立体的に定めることにより、土地の有効活用と都市公園の効率的な整備を図る制度。これにより人工地盤上に都市公園を設置するなど他の施設と都市公園を一体的に整備することができる。

緑地協定

都市緑地法に基づき、土地所有者等が生け垣の設置など自らの土地の緑化や緑地の保全の取り組みを法的な根拠を持つルールとして位置づける制度。

緑地保全地域

都市緑地法第5条に基づき、里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度。都市計画法における地域地区として、都道府県、指定都市が計画決定を行っている。

海道緑地保全地域

海道緑地保全地域は上記の都市緑地法ではなく東京都の「東京における自然と保護に関する条例」に規定され、良好な自然を保護することが必要な土地として保全されている。

緑化地域

都市緑地法第 34 条に定められた制度で、緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける地域地区。

緑視率

目に見える緑の割合によって、その場所について「安らぎのある」「さわやかな」「潤いのある」と感じるものがわかっており、緑を平面的に捉えるだけでなく、立体的に捉えることの重要性から視野の範囲内で視覚される緑の量を表す言葉として用いられている。

緑化率

ある一定の敷地のうち、建物が建つ部分などを除いた土地に占める樹木や草などに覆われている割合のこと。特定の施設や地区のみどりの割合を知ることができる。

緑被

植生（樹木、草）に覆われている土地のことで農地も含まれる。また、緑被率とは一定の地区に対する緑被の割合のことである。緑被を把握することで、市域のみどりの量や地域的な特性を知ることができる。

ワ行

ワークショップ

政策形成や公共施設の整備計画づくりなどにおいて、市民、専門家、行政などが共同で作業し知恵を出し合いながら、案を作り上げていく手法。